



ちちぶ環境基本計画



平成 24 年 12 月

ちちぶ定住自立圏

(秩父市・横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町)

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1-1 計画の目的と位置づけ	2
1-2 計画の対象地域	3
1-3 計画の対象とする環境	3
1-4 取り組む主体と役割	3
1-5 計画の期間	4
1-6 計画の構成	4
第2章 環境の現況	5
2-1 圏域の概況	6
2-2 自然環境	9
2-3 生活環境	10
2-4 快適環境	12
2-5 地球環境	13
2-6 環境保全活動	14
2-7 住民の環境意識	16
2-8 環境の現況と課題	18
第3章 望ましい環境像	19
3-1 望ましい環境像	20
3-2 基本目標	20
第4章 圏域（市町）の基本施策	27
4-1 施策の体系	28
4-2 圏域（市町）の施策	30
第5章 住民・事業者の環境配慮指針	49
第6章 重点的な取組（プロジェクト）	55
6-1 重点的な取組の考え方	56
6-2 重点的な取組	57
第7章 計画の進行管理	63
7-1 計画の進行管理	64
7-2 計画の推進体制	65
資料編	67
資料1 住民アンケート調査結果	68
資料2 ちちぶ定住自立圏構想環境基本計画策定の経緯	79
資料3 ちちぶ環境基本計画策定委員会名簿 等	81
資料4 環境用語集	83

第1章 計画の基本的事項

1-1 計画の目的と位置づけ

1-2 計画の対象地域

1-3 計画の対象とする環境

1-4 取り組む主体と役割

1-5 計画の期間

1-6 計画の構成

1-1 計画の目的と位置づけ

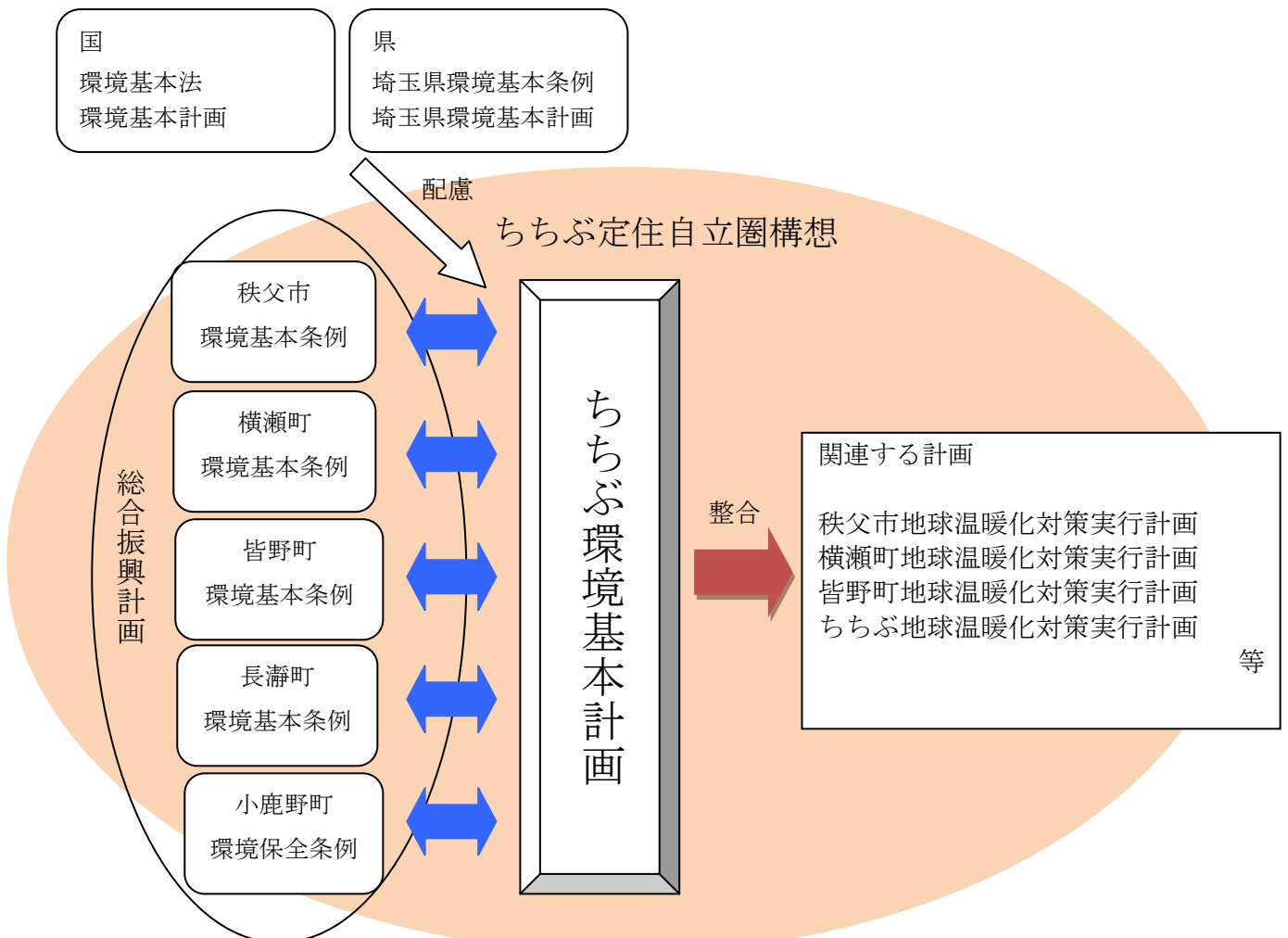
1-1-1 計画の背景と目的

ちちぶ圏域（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の1市4町、以下「圏域」という。）では、歴史的・地理的に同一の地域特性を持ち、これまで、さまざまな分野において連携・協働で事業を実施してきました。その中で近年、特に関心が高まっている自然環境の保全や地球温暖化等の環境問題においても、地域が一体となった広域的な取組が求められています。

これらのさまざまな環境問題等に対応するため、秩父市では平成18年3月に「秩父市環境基本条例」を制定し、同年10月には「秩父市環境基本計画」を策定しました。続いて横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町がそろって、平成22年12月にそれぞれ「環境基本条例」の制定、または「環境保全条例」の改正を行いました。これら各市町における条例に基づき、広域行政の発展である定住自立圏構想の枠組みの中で、具体的な施策を示す「ちちぶ環境基本計画」を策定しました。

1-1-2 計画の位置づけ

本計画は、ちちぶ定住自立圏構想の枠組みの中、1市4町で策定された各市町の「環境基本条例」及び「環境保全条例」に基づき、圏域の環境施策を総合的かつ計画的に推進し、圏域の望ましい環境像の実現を目指すものです。計画策定にあたっては、国や県の環境基本計画との関連性に配慮し、その他各市町の環境に関連する計画や事業計画等との整合性を図ります。なお、「ちちぶ地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」については、本計画に含めることにより一体的に推進します。

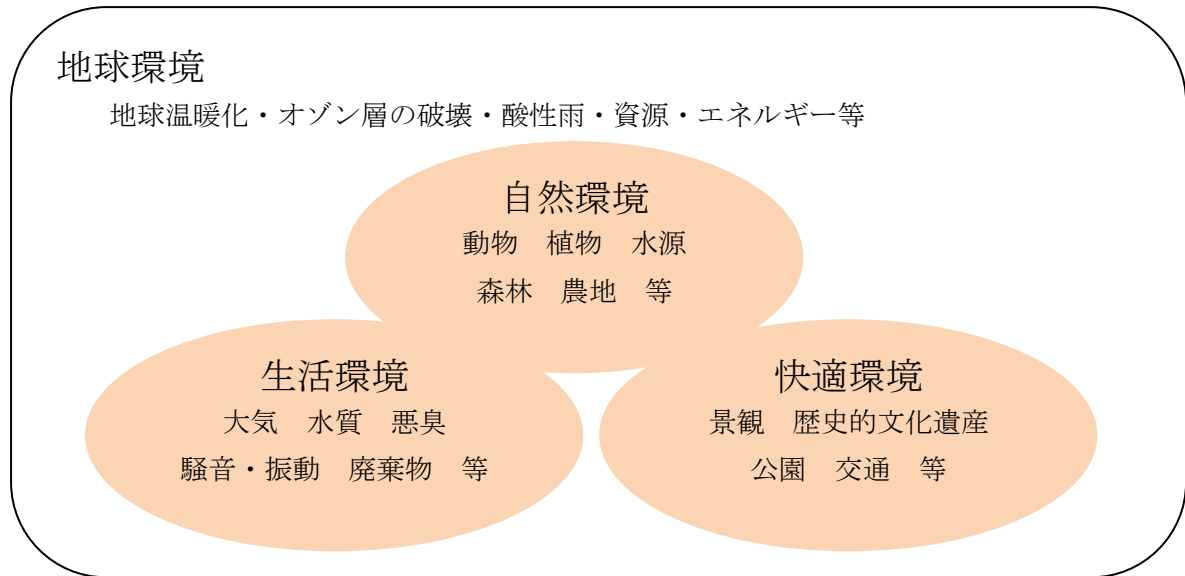


1-2 計画の対象地域

本計画は、圏域（892.50km²）を対象地域とし、それぞれの地域特性を踏まえた上で、計画を策定します。

1-3 計画の対象とする環境

本計画では、自然環境や生活環境、快適環境等の圏域内の地域環境だけでなく、地球温暖化をはじめ、地球規模で問題となっている地球環境も計画の対象としています。



1-4 取り組む主体と役割

本計画では、『住民』、『事業者』、『行政（以下、「市町」という）』の3つの主体がそれぞれの役割を果たし、国等へも協力・支援等を要請し、協働で取組を進めます。

住民

住民は、一人ひとりの活動が、環境に影響を与えていることを理解し、日常の生活や活動の中で環境に配慮した暮らしを実践するとともに、圏域の市町が実施する施策に積極的に協力します。

事業者

事業者は、自らの事業活動が環境に負荷を与えていることを認識し、環境汚染を防止するとともに、省資源・省エネルギー、廃棄物の減量化等、環境への配慮について最大の努力を払います。さらに、地域社会の一員として、地域の環境保全に積極的に参加し、市町が実施する施策に協力します。

市町

市町は、計画の実現を目指す中心的な役割を果たし、良好な環境の保全と創造のため、圏域1市4町で協働して施策を策定・実施します。また、市町も自ら事業者・消費者であることを自覚し、環境に配慮した行動を率先して実行します。さらに、住民、事業者や他の自治体と連携を図りながら、計画の実現に取り組めます。また、不測の事態に備え、適正な情報を提供し、速やかに対応するための体制を整備します。

1-5 計画の期間

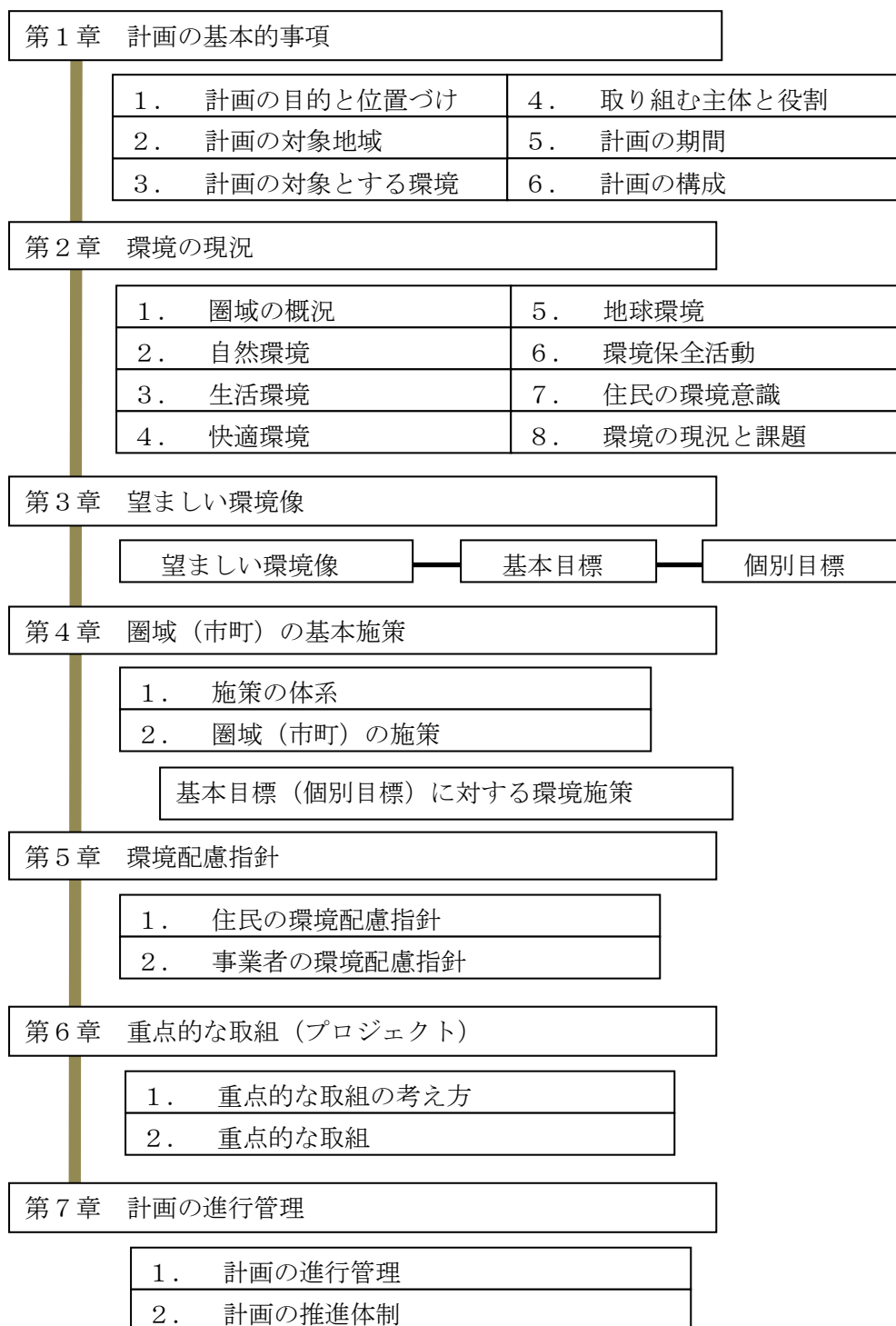
計画の目標達成期間は、2013年度（平成25年度）から2022年度（平成34年度）までの10年間とします。

ただし、社会情勢や環境情勢等の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。



1-6 計画の構成

計画の構成は次のとおりです。



第2章 環境の現況

2-1 圏域の概況

2-2 自然環境

2-3 生活環境

2-4 快適環境

2-5 地球環境

2-6 環境保全活動

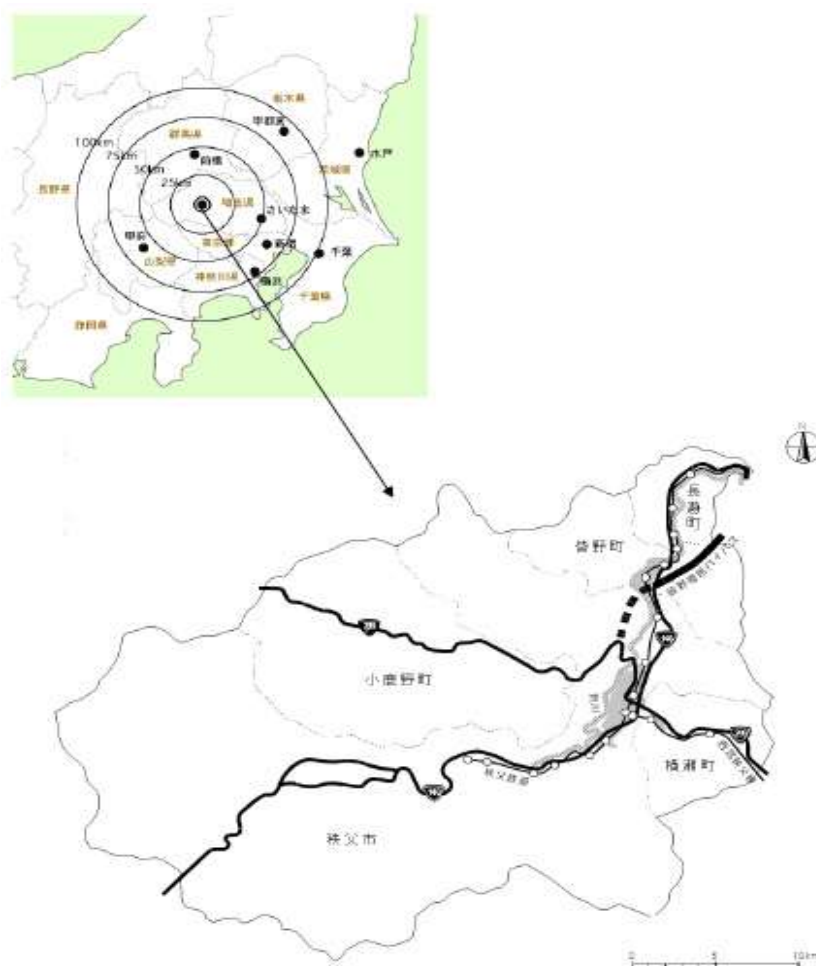
2-7 住民の環境意識

2-8 環境の現況と課題

2-1 圏域の概況

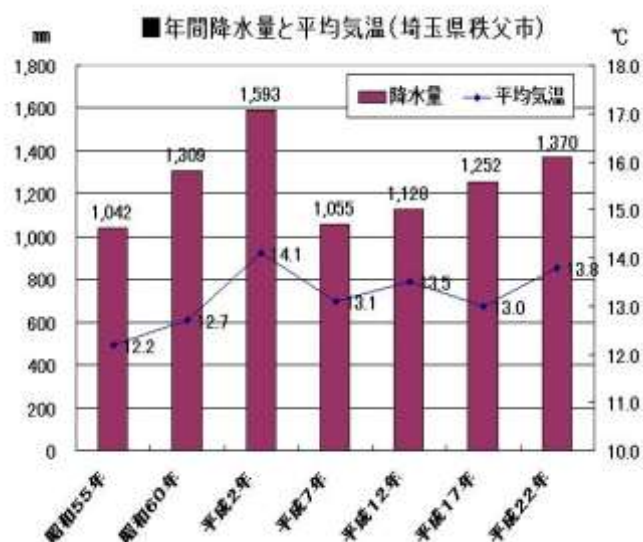
2-1-1 圏域の位置・面積

圏域は、埼玉県西部、都心から60~80km圏に位置し、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の1市4町で構成されています。県内を横断する荒川の源流を抱え、周囲には秩父山地の秀嶺^{れい}をはじめとする山岳丘陵に囲まれた盆地として開けた山紫水明の地です。面積は892.50km²で埼玉県の約4分の1を占め、圏域面積の84.7%を山林が占めています。



2-1-2 地形・気象

地形は、秩父帯・山中地溝帯・四万十帯からなる奥秩父山地・上武山地、三波川帯からなる外秩父山地に囲まれ、その中心に丘陵や河岸段丘のある低い土地が広がる秩父盆地があります。圏域は、盆地及び山地であるため、太平洋側気候と内陸性気候の特徴を併せ持ち、一日のうちの寒暖の差、冬と夏の気温差が非常に大きくなっています。古い地層で形成されていることからほかの地域に比べ比較的地盤が固いのが特徴です。また、全国屈指の晴天率を誇り、風が弱い地域でもあります。熊谷地域の夏の暑さの原因の一つとなっているフェーン現象は、秩父盆地にも影響を与えています。



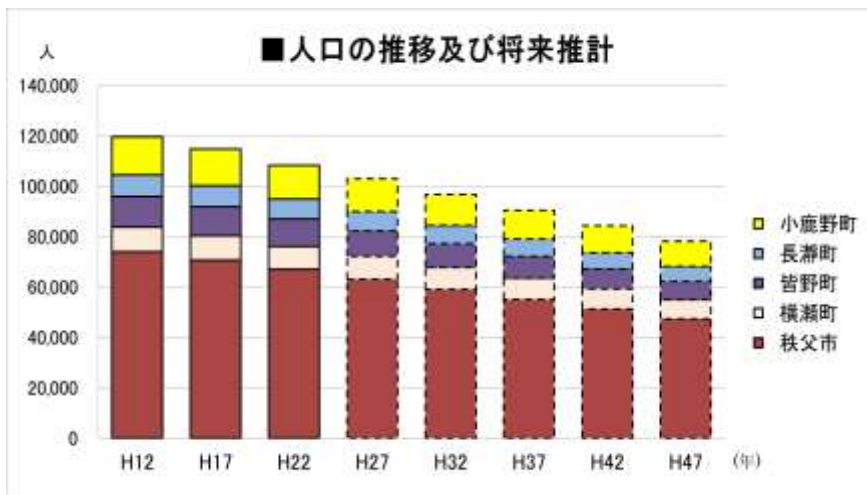
資料：気象庁

2-1-3 人口

圏域の人口及び世帯数は、平成22年時点で108,209人、38,280世帯（総務省統計局「国勢調査」資料による）となり、昭和50年をピークに、30年間で13%減少しています。さらに、2020年（平成32年）には10万人を下回り、2030年（平成42年）には9万人を下回るという推計結果が出ています。

世帯人員は他地域と同様に減少していますが、平成17年以降は、ほぼ横ばいで推移しており、埼玉県の平均2.4人に対し、概ね3人前後となっています。また、合計特殊出生率（一人の女性が一生に産む子供の平均数）は、平成21年の人口動態統計によると1.31と回復傾向にある一方で、65歳以上の高齢者が住む世帯がほぼ半数を占め、高齢者の1人世帯の割合が非常に多くなっています。

（※以降、グラフのデータについては、秩父市と小鹿野町は、いずれも合併前の市町村の数字を合算して表記しました。）



※ 平成12～22年までは国勢調査の結果を示し、平成27年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計値を示しています。

※ 人口推計は、外国人登録者数を除いたものとなります。

資料：総務省統計局「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所資料

2-1-4 産業

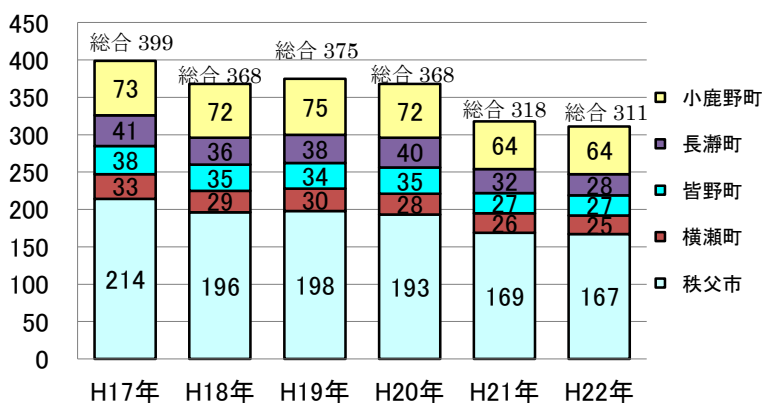
圏域は、もともと農林業や織物業が盛んな地域で、江戸時代以降、秩父銘仙に代表される絹織物等の繊維工業が発展しました。大正以降は、新たな地場産業として武甲山の石灰石を原料とするセメント関連産業が興り、戦後の秩父地方の主要な産業として地域の発展に貢献しました。近年では、電子部品、精密機械、金属加工、電気機械産業やスポーツ関連産業等、幅広い分野の産業が盛んになり、その卓越した技術は世界で評価を得ています。また、鉄道や自動車道等の交通アクセスの整備も進み、観光が新たな産業として脚光を浴びています。



資料：事業所・企業統計調査

平成18年における圏域の全事業所数は、6,460件であり、産業区分事業所数は、第3次産業が74.9%と最も多く、第2次産業が24.8%と続いています。圏域の工業事業所数は減少傾向で、平成21年は、平成16年より17%減少しています。

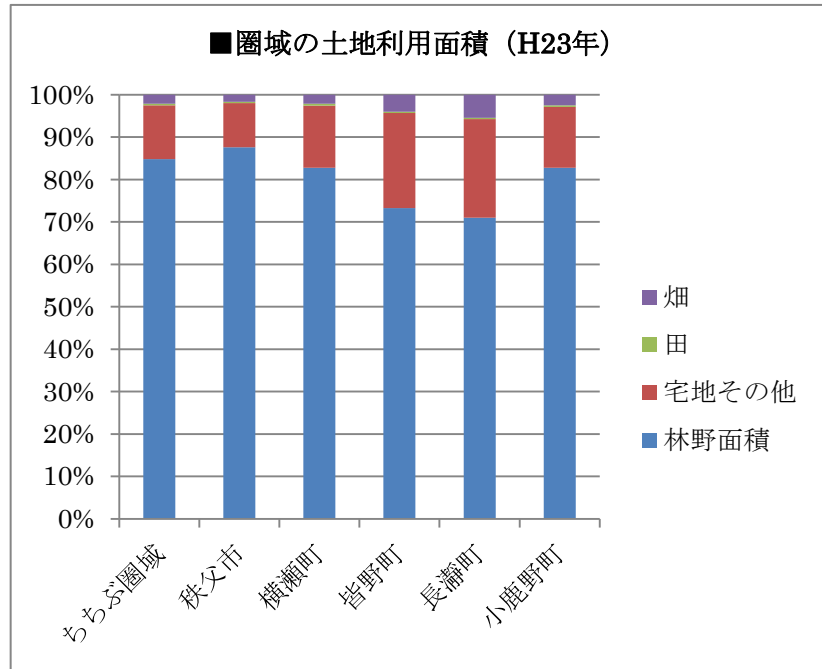
工業事業所数の推移



資料：埼玉県統計課「工業統計調査」

2-1-5 土地利用

圏域の土地利用面積は、全面積892.50km²のうち、「林野面積」がもっとも多く、圏域面積の84.7%を占め、埼玉県の他地域に比べても高い割合になっています。



資料：農林水産省「わがマチ・わがムラ」統計データより作成



2-2 自然環境

2-2-1 植物

圏域は、変化に富んだ地形と気候をもち、暖温帯から亜寒帯まで多様な植生が存在しています。奥秩父の山岳地帯には寒冷気候を語るシラビソ・オオシラビソ・コメツガ等、常緑針葉樹が生育する原生林が広がっています。また、圏域の代表的植生は石灰岩地の植物で、武甲山には、国の天然記念物にも指定されているチチブイワザクラやミヤマスカシユリ等を代表とする石灰岩地特殊植物群落があります。

■チチブイワザクラ



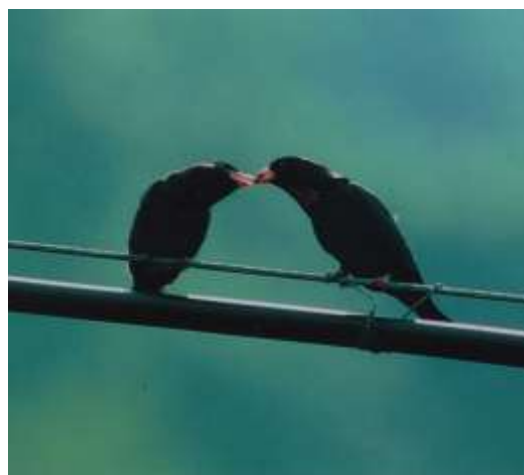
■ミヤマスカシユリ



2-2-2 動物

内陸で都市化の影響が少ない圏域は、秩父盆地やその周辺の低山帯から山地帯、さらに標高 2,000m 以上の亜高山帯と多様な自然環境をもち、埼玉県内に生息する多種類の動物の生息域となっています。動物の垂直分布では、亜高山帯から山地帯までは、ニホンツキノワグマ、ニホンカモシカ、ホンドテン、ニッコウムササビ等が分布し、山地帯から低山帯にかけては、ニホンアナグマ、ニホンイノシシ、ニホンジカ、ホンドギツネ等が主に分布しています。絶滅が心配されている希少種も数多く生息し、国の天然記念物のヤマネ、県の天然記念物の秩父神社「柵ははその森」のブッポウソウのほか、県のレッドデータブックに記載されている多数の種類がこの地域に生息しています。浦山ダム周辺でのクマタカの繁殖や、ニッコウイワナの一種であるチチブイワナの保護等の自然保護活動が各地で行われています。

■ブッポウソウ



一方で、近年、ニホンザル、ニホンイノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ等の野生鳥獣による農作物等への被害が、被害面積・被害額ともに年々増加し、大きな社会問題となっています。

2-2-3 水源

圏域は、豊かな地下水に恵まれた地域で、昔から生活水として井戸水や湧水が使われ、地域の祭事にも重要な役割を果たしてきました。秩父市街地の地下を流れる「武甲山伏流水」は、生活水として使われている「妙見七ツ井戸」等としても有名で、小鹿野町の「毘沙門水」とならび、平成の名水百選に選ばれています。横瀬町には、県立武甲自然公園内に「北の入湧水」があり、飲料水として利用されています。

また、圏域内にある二瀬ダム、滝沢ダム、浦山ダム、合角ダムの4つのダムは、いずれも荒川水系に属し、荒川の治水とともに圏域内や県内、さらには首都圏の重要な水源となっています。

2-3 生活環境

2-3-1 大気

圏域では、秩父農林振興センターに埼玉県の一般環境測定局が設置され、環境影響について常時監視測定を実施しています。平成22年の調査結果では、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は環境基準を達成していますが、光化学オキシダントのみ未達成となっています。

光化学オキシダントは、埼玉県内でも目やのどの痛み等の健康被害が発生し問題とされています。圏域の光化学スモッグ注意報発令日数は増減があるものの、健康被害の報告等は年々減少傾向にあります。平成22年度の秩父市における注意報発令日数は2日で、健康被害の届出はありませんでした。



資料：秩父市の環境

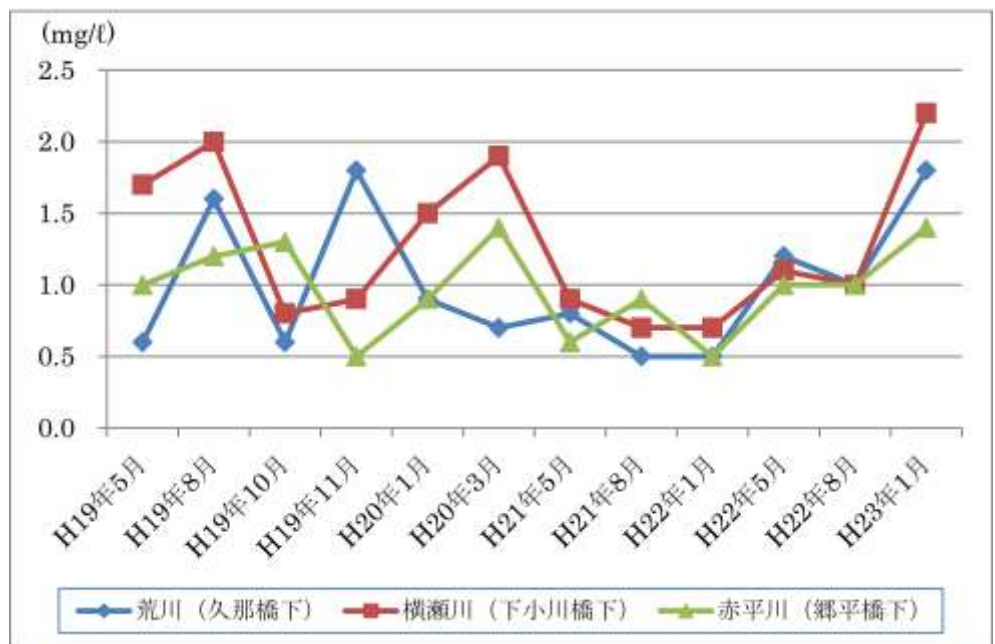
2-3-2 水質

圏域は、埼玉県を代表する河川である荒川の上流域にあたり、圏域内の主な河川はこの荒川水系に属しています。荒川は、甲武信ヶ岳を源流とし、滝川、大洞川、中津川、大血川等の支流とともに秩父盆地に入り、流れを北方に変え、横瀬川、赤平川と合流し、関東平野へと至ります。これらの河川の上流部には、二瀬ダム、滝沢ダム、浦山ダム、合角ダム

があります。これらのダムは首都圏の水がめの一端を担っていることから、域内の住民のみならず周辺の多くの地域からも河川の水質保全の要望が高まっています。

圏域の各市町では、BODやpH、大腸菌群数等の河川水質調査を年2～3回実施しています。特に荒川、横瀬川、赤平川の3河川は、政令に基づく環境基準該当河川となり、秩父市の調査によると、BODの測定結果は概ね環境基準を達成しています。支流の小河川では、適正に処理されていない生活雑排水等の影響で、BODや大腸菌群数の値が高い箇所もあり、工場・事業所、家庭等の発生源における水質汚濁の防止に努める必要があります。

■BOD（生物化学的酸素要求量）測定結果の経年変化



資料：秩父市の環境

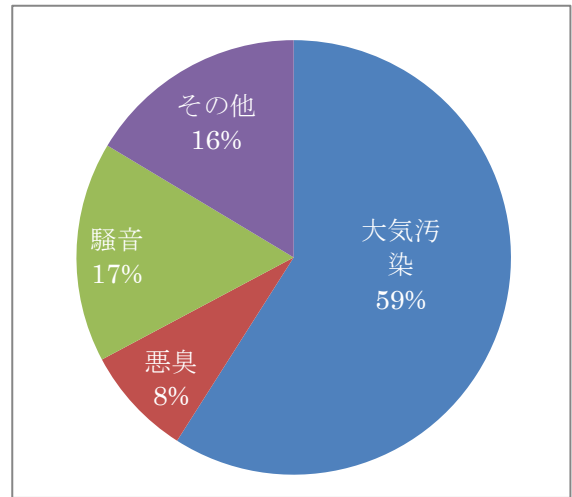
2-3-3 騒音・振動

圏域では、環境騒音測定を13か所で行い、自動車騒音測定を3か所で行っています。環境騒音については、13か所のうち昼間2か所、夜間2か所で環境基準を若干超えたものの、その他の地点では昼夜ともに環境基準内となっています。自動車騒音については、全地点で昼夜ともに環境基準以下となっています。また、秩父市内では特に、幹線道路である国道140号と299号が交差することから、非常に交通量が多くなっています。そして、観光シーズンや朝夕の通勤時間帯には渋滞が日常化し、騒音や振動が問題となっています。

2-3-4 生活環境に関する住民の苦情

秩父市における平成23年度の公害苦情件数は28件で、その内訳は、大気汚染に関するものが最も多く14件、次いで騒音が5件、悪臭が3件、その他6件となっています。最も多い大気汚染については、野外焼却の煙による苦情がほとんどで、一般の家庭ごみや廃材等の焼却のほか、剪定樹木や落ち葉の焼却、農業上でやむを得ない焼却等も多くみられています。横瀬町では、大気汚染3件、騒音2件（全苦情件数5件）、皆野町では、大気汚染8件、悪臭2件、騒音2件、その他1件（全苦情件数13件）、長瀬町では、大気汚染が9件、その他1件（全苦情件数10件）、小鹿野町では、大気汚染2件、騒音1件、その他2件（全苦情件数5件）となっています。近年の公害苦情は、工場等を起因とする産業公害に比べ、日常生活に密着した生活環境に係る局所的なものが増えています。

■圏域種類別苦情受理件数割合（平成23年度）



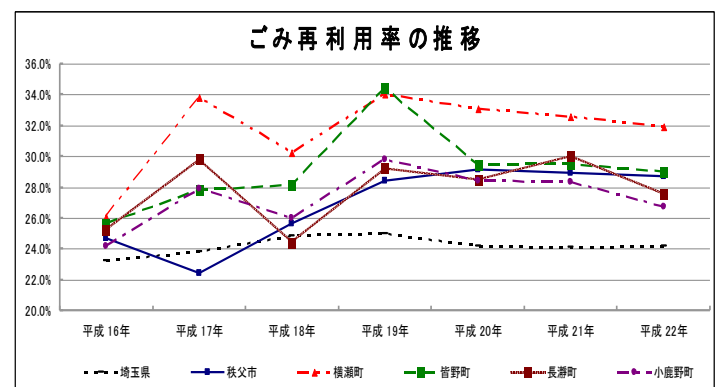
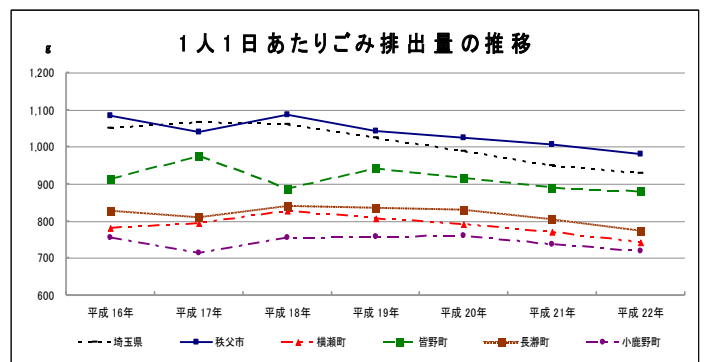
圏域の全苦情受理件数 61件

2-3-5 廃棄物

圏域では、昭和45年4月に発足した一部事務組合である秩父広域市町村圏組合が、1市4町のごみの収集および処理を行っています。1人1日あたりのごみ排出量をみると、秩父市は、埼玉県平均とほぼ同様に推移し、他町は県平均より1~2割少なくなっています。また、資源ごみとして分別回収されている紙・布類、カン・ビン類、ペットボトル等の再利用率は、全体的に改善傾向で、平成19年度以降はすべての市町で県の平均より高い値となっています。

一方で、山林、河川及び道路等におけるごみの不法投棄が圏域でも深刻な社会問題となっており、住民の生活環境や周辺の自然環境への影響が危惧されています。

また、下水道並びに農業集落排水処理施設等の普及に伴い、し尿処理量自体は年々減少傾向にあります。一方、浄化槽の普及により、浄化槽汚泥処理量は増加が見られます。



資料：埼玉県資源循環推進課

2-4 快適環境

2-4-1 景観

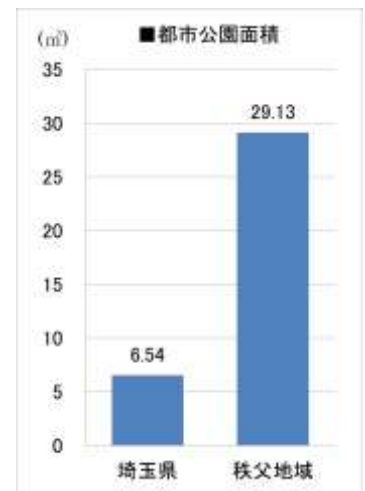
圏域は、山に囲まれた独特の地形であるために多様な民俗文化が形成され、数多くの史跡や豊かな自然が残されています。自然的景観としては、圏域内の約90%が秩父多摩甲斐国立公園や5つの県立自然公園の区域に指定され、秩父のシンボルである武甲山や羊山公園の芝桜、長瀨町の岩畳、小鹿野町の丸神の滝、皆野町の美の山公園の桜等、四季折々の山岳・河川景観が広がっています。歴史的景観としては、古来から信仰の地として栄え、秩父札所や秩父三社、秩父夜祭をはじめとしたさまざまな「祭り」のほか、急斜面に点々と集落が広がる山村景観等、多様な景観資源を有しています。これらの景観は、日本の原風景として人々の心をとらえ、毎年多くの観光客が訪れています。

■武甲山と秩父盆地



2-4-2 公園・緑地

圏域で整備されている都市公園は、羊山公園や秩父ミュージアムパーク等、10か所(319.43ha)で、一人あたりの都市公園面積は、29.13㎡となり、埼玉県との平均と比較すると約4.5倍となっています。



資料：平成22年市町村勢概要

2-4-3 文化財・史跡

圏域には、旧石器時代からの遺跡、古墳群、和銅に関する遺跡、秩父往還、秩父34カ所観音霊場、秩父夜祭、秩父事件等、貴重な歴史・文化遺産が多数あります。指定文化財としては、国指定の文化財が17件、県指定が94件、市町指定が432件、国登録が29件となっています。

また、圏域では、地域固有の地質や地理、生態系、歴史・文化等ありのままの地域資源を活かした「秩父まるごとジオパーク構想」を推進しています。圏域は、平成23年9月に日本ジオパークに認定されました。ジオパークに関するNPO・住民の活動も盛んになっています。さらに、来訪者に「ちちぶ」を紹介する「ちちぶ学検定」や観光ガイド育成等の取組も進んでいます。

■長瀨の岩畳



2-5 地球環境

2-5-1 地球環境問題

グローバル化に起因する人間の活動範囲やその規模の著しい拡大に伴い、さまざまな地球環境問題が、地球と人類に対する脅威ととらえられています。産業革命以降の経済の発展と人口増加により、化石燃料や天然資源の大量消費の結果、大きな社会問題となっています。かつて「環境問題」といえば、足尾銅山鉛毒事件に始まり、四大公害病といわれる産業公害とほぼ同義語でした。現在、これらの問題は法規制や防止技術の進歩等により沈静化しています。一方で近年問題となっている地球環境問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動の拡大や、簡便さを求めているライフスタイルの変化等を背景に、あらゆる面で環境への負荷を増加させていることにより発生しています。その原因は私たちの日常生活や通常の事業活動にあり、一人ひとりが被害者であると同時に加害者であるという構図になっています。

地球環境問題には、一般的に気候変動や生物多様性の損失等の9つの地球環境問題があると言われていています。このうち、特に地球温暖化問題については、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第4次評価報告書において、その原因は人為起源の温室効果ガスとほぼ断定され、今後の気温上昇によりさまざまな分野で影響が出ることが予測されています。

9大地球環境問題

- 地球温暖化
- オゾン層破壊
- 酸性雨
- 野生生物種の減少
- 森林の減少
- 砂漠化
- 海洋汚染
- 有害化学物質の越境問題
- 開発途上国の環境問題

2-5-2 圏域における地球温暖化の現状

圏域の2009年度（平成21年度）の温室効果ガスの排出量は約2,513千t-CO₂となっています。京都議定書基準年である1990年度から、約43%減少しています。

排出部門別の内訳をみると、産業部門の製造業と工業プロセス部門で減少しています。これは工業全体の活動が減少したことによります。一方、人口が減少しているにもかかわらず民生家庭部門の排出量が増えており、各世帯におけるエネルギー使用量の増加に起因しています。廃棄物部門が減少しているのは、ごみの削減効果からも推測できます。その他の部門を見ると、民生業務部門や運輸部門では横ばいとなっています。

1990年度（平成2年度）

千t-CO₂

産業部門		民生部門		運輸部門	廃棄物部門	工業プロセス部門	計
製造業	その他産業	家庭	業務				
1,662.4	27.5	91.2	83.6	222.8	22.5	2,264.4	4,374.4

2009年度（平成21年度）

千t-CO₂

産業部門		民生部門		運輸部門	廃棄物部門	工業プロセス部門	計
製造業	その他産業	家庭	業務				
1,002.1	23.0	121.3	81.3	224.1	16.1	1,045.5	2,513.4

埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書等より

長瀬町	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム設置（町内の小・中学校に設置(小学校2校・中学校1校)） ・太陽光発電システム設置費補助（専用住宅に設置する場合に補助金を交付） ・高効率給湯器設置費補助（専用住宅に設置する場合に補助金を交付） ・生ごみ処理機購入補助（コンポスト・電気式を購入した場合に補助金を交付） ・有価物回収事業報償金（事業を実施した非営利団体に報償金を交付） ・浄化槽設置整備事業補助金（公共下水道認可区域外の専用住宅に浄化槽を設置する場合に補助金交付） ・簡易焼却炉撤去作業（希望する世帯の簡易焼却炉の無料撤去） ・不法投棄防止パトロール（週1回、人目に付きづらい林道等の巡回監視） ・岩畳清掃（岩畳及び周辺の美化清掃活動）
小鹿野町	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム設置（町内の小学校に設置） ・太陽光発電システム設置費補助（専用住宅に設置する場合に補助金を交付） ・高効率給湯器設置費補助（専用住宅に設置する場合に補助金を交付） ・廃品回収事業報償金（事業を実施した非営利団体に報償金を交付） ・簡易焼却炉撤去作業（希望する世帯の簡易焼却炉の無料撤去） ・不法投棄防止パトロール（週1回、臨時職員により町内実施） ・小鹿野町合併処理浄化槽転換費補助金（水質汚濁防止と環境衛生の向上を目的） ・生活排水路整備事業補助金（合併処理浄化槽の排水路の確保を目的）

2-6-2 協働による取組の推進

環境問題への取組として、各主体が協働で取り組む自主的な活動を促進していくことが重要です。圏域では、さまざまな住民団体や NPO、事業者等が特色ある環境保全活動を行っています。今後さらに各主体の連携を拡大し、活動の輪が広がっていくための支援体制が必要とされています。

市町	具体的な施策
秩父市	<ul style="list-style-type: none"> ・秩父市環境市民会議でのごみ拾い活動、植樹活動、エコライフ DAY 参加 ・各町会の環境衛生推進員による地区清掃活動(地区の清掃等による自発的な環境保全活動) ・各町会、育成会、秩父市くらしの会等によるごみゼロ運動 ・地球にいいことチャレンジ事業（県事業：秩父子どもエコクラブと連携した環境保全活動） ・彩の国リバーサポート事業 ・フリーマーケット開催（秩父地区更生保護女性会：資源再利用（リサイクル）による環境負荷軽減）
横瀬町	<ul style="list-style-type: none"> ・地域清掃活動（春・夏・秋、行政区ごとに地区清掃を実施） ・ごみ拾いキャンペーン（町内3団体協力による主要道路の清掃活動を毎年2回実施） ・横瀬川クリーン作戦（県・町が、彩の国リバーサポート事業の水辺のサポーター(5団体)の協力を得て実施）
皆野町	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみゼロ運動（各行政区の環境衛生委員が中心となり、地域内の清掃作業を実施してもらい、町では軍手とごみ袋を支給する。） ・不法投棄廃棄物収集作業（町と環境衛生委員協議会による町内の不法投棄箇所の収集を作業する。：年2回）
長瀬町	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみゼロ運動（各行政区に協力してもらい、町内全域の清掃活動を行い、町では軍手とごみ袋を支給） ・リバーサポート制度（県と NPO 団体と町との協定書に基づき、収集したごみを処理する（秩父の環境を考える会））
小鹿野町	<ul style="list-style-type: none"> ・環境清掃運動（各行政区に協力してもらい、町内の清掃活動を行う） ・河川清掃活動（水辺のサポーター制度による川の清掃活動） ・小鹿野町内事業所によるごみ拾い活動 ・クリーンウォーク運動・廃品回収運動（町内団体による地域内の清掃活動）

2-7 住民の環境意識

本計画の策定にあたり、圏域の住民を対象として、環境問題に関する認識や、現在の圏域の環境をどう感じているか、また、今後取り組むべき施策等についてアンケート調査を行いました。



2-7-1 アンケート実施の目的

アンケートでは、住民の環境問題に関する認識や、現在の環境をどう感じているか、今後取り組むべき施策等についての住民の意向を把握することにより、圏域での環境の課題の抽出や、環境施策の検討に、住民の意向を反映することを目的として実施しました。

2-7-2 調査対象

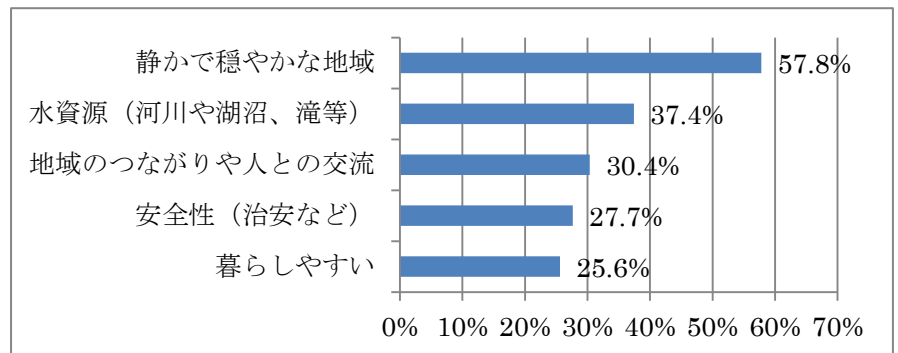
調査対象は、1市4町の住民の中から無作為抽出した満18歳以上の住民1,000人とし、郵便により調査票を送付・回収しました。調査期間は平成23年9月上旬から10月下旬で行いました。

回収目標は400通（40%）で、最終的な回収件数は457通（45.7%）となりました。

2-7-3 住民アンケート結果

2-7-3(1) 圏域の魅力

住民が感じている圏域の魅力として最も回答数が多かったのは、「都会とは違う、静かで穏やかな地域」という回答で、57.8%がこの項目を選んでいきます。圏域の地域性として、都会にはない、落ち着いた環境に対して満足感を感じている住民が多いことが



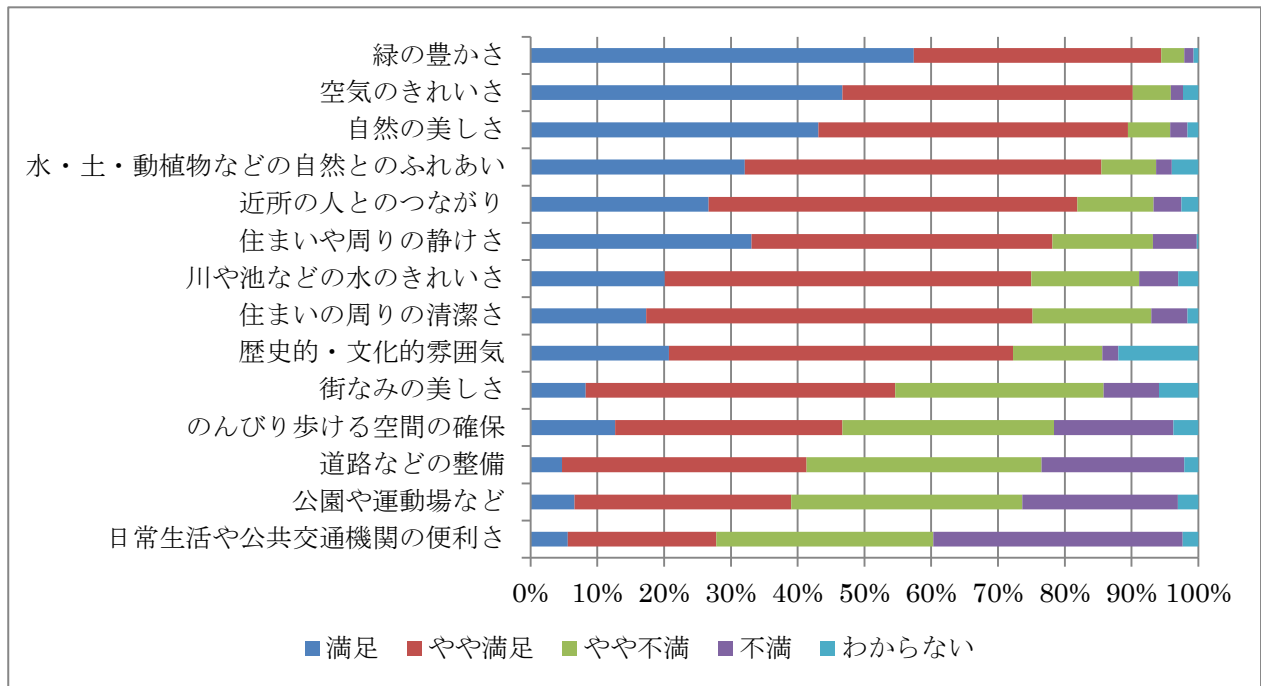
分かります。続いて「河川や湖沼、滝等の水資源」が37.4%で、身近な自然環境として、域内を流れる荒川やその支流を中心とした豊かな水資源も大きな魅力であると感じていることが分かります。ほかに、「地域のつながりや人との交流」や「安全性」等、地域社会のつながりの強さや暮らしやすさを評価する声が多く見られました。

2-7-3(2) 圏域の環境に対する満足度

最も満足度が高かった項目は、「緑の豊かさ」で、「満足」「やや満足」の回答を合わせると約95%と非常に高い値となりました。次いで、「空気のきれいさ」「自然の美しさ」の項目についても、「満足」「やや満足」の回答を合わせると約90%となりました。

一方で、最も満足度が低い項目は、「日常生活や公共交通機関の便利さ」で、「やや不満」「不満」の回答が70%となりました。「公園や運動場等」「道路等の整備」といった身近な生活環境のインフラ整備についても、「満足」「やや満足」より「やや不満」「不満」の回答が多い傾向となっています。

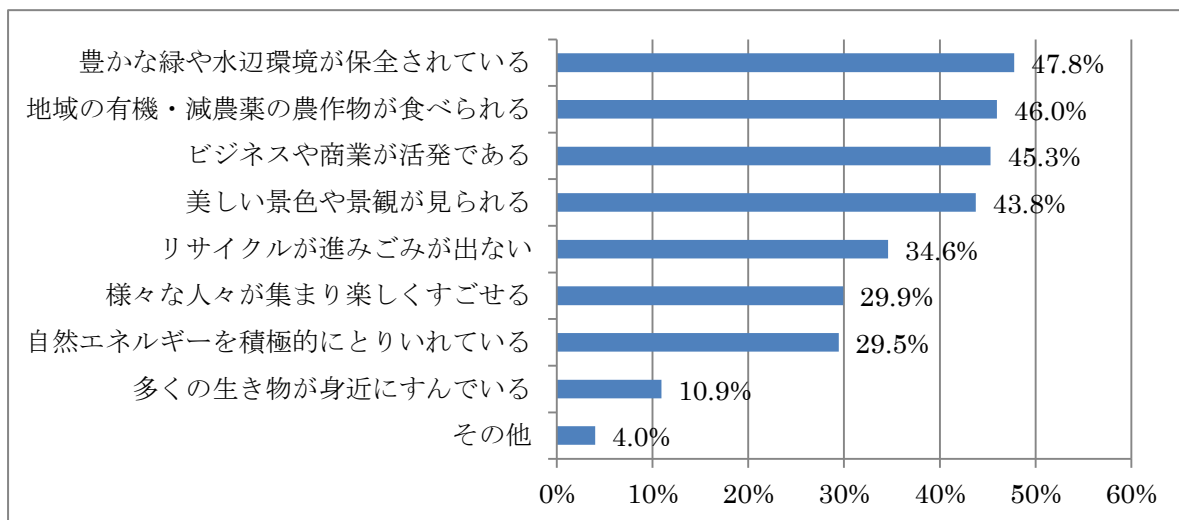
■ 圏域の環境に対する満足度



2-7-3 (3) 圏域の将来の環境像

住民が考える、圏域の望ましい将来像として最も多くあげられた項目は、「豊かな緑や水辺環境が保全されている」の47.8%で、「地域の有機・減農薬の農作物が食べられる」が46.0%、「ビジネスや商業が活発である」が45.3%、「美しい景色や景観が見られる」が43.8%と続いています。上位の4項目はほぼ同数で、基本となる自然環境の豊かさに加え、産業面において地域の活性化を図ることへの期待が強いことがわかります。

■ 望む将来の環境像（複数回答あり）



圏域の環境の将来像についての自由回答からは、圏域の貴重な資源である豊かな自然環境の保全を重要視する声が強一方で、若年層の雇用に対する危機感を訴える意見が多く、企業誘致等により産業や経済活動を活発にしなければ、地域全体が停滞してしまうとの認識が多く見られました。また、圏域の素晴らしい自然環境を「資源」として活かした産業や観光に力を入れ、環境保全と経済発展の両方の相乗効果を図ることを提案する意見もありました。圏域の魅力、特性を十分理解した上で、地域を取り巻くさまざまな課題を包括的にとらえ、圏域の環境を次世代に受け継いでいく努力が必要とされていることを示しています。

2-8 環境の現況と課題

自然環境

【現況】埼玉県内を貫流する荒川の源流を抱え、秩父盆地や周辺の低山帯から山地帯、亜高山帯まで多様な自然環境が広がり、多くの動植物の貴重な生息地となっています。

【課題】絶滅が心配されている数多くの希少種をはじめ、豊かな生態系を保全するために、河川や農地、森林等の整備や保全を進める必要があります。一方で、各市町で深刻化している野生鳥獣による農作物等への被害の拡大に対して適切な対策をとり、人と野生動物、自然が共生できる地域づくりが求められています。

生活環境

【現況】大気、水質、騒音等の環境基準は概ね目標値を達成しており、生活環境は良好な状況にあります。また、廃棄物については、各市町で増減はあるものの、県内の他地域より少なく、資源ごみの再資源化率も増加傾向にある等住民の意識が高まっていると言えます。

【課題】域内を含め首都圏の重要な水源となっている荒川水系の河川や4つのダム等の水質の維持・向上や廃棄物のさらなる削減・リサイクル等の取組を続けるとともに、近年問題となっている不法投棄や野焼きを防止するための対策の強化が求められています。

快適環境

【現況】武甲山や長瀬町の岩畳、小鹿野町の丸神の滝等の自然的景観に加え、歴史・文化遺産として秩父札所や秩父三社、秩父夜祭をはじめとした「まつり」等、さまざまな景観資源が残されています。これらの景観は、圏域の重要な観光資源として多くの人々に親しまれています。

【課題】現代まで残されてきた多様な自然・文化遺産を後世に受け継ぐことができるように、すべての主体が連携し、圏域全体として取り組むことが今後さらに必要とされています。

地球環境

【現況】圏域の二酸化炭素排出量は減少傾向ではありますが、家庭部門や交通部門は増加しています。地球温暖化については世界的にさまざまな取組が行われ、圏域でも早急な対策が求められています。

【課題】地球温暖化対策として、太陽光発電や圏域の特性を活かしたバイオマス資源の活用による新エネルギーの推進、省エネルギー対策、自動車対策等を積極的に行う必要があります。加えて、住民や事業者等それぞれの主体が、日常の活動の中で実践的な温室効果ガス排出抑制の取組をさらに推し進めることが求められています。

環境保全活動

【現況】市町と住民・事業者等が連携し、清掃活動や不法投棄パトロール等、特色ある環境保全活動が行われています。住民の環境への取組を支援する補助制度や意識向上の啓発活動も行われています。

【課題】すべての主体が環境に関する理解と関心を深め、さらに活動の幅を広げるため、各種イベントの実施や自発的な活動へのサポート、環境情報の提供、各主体の連携強化等を進める必要があります。

第3章 望ましい環境像

3-1 望ましい環境像

3-2 基本目標

3-1 望ましい環境像

自然環境に恵まれた圏域の自然とくらしを展望した環境のあるべき姿「望ましい環境像」を以下のように表現しました。

「望ましい環境像」の実現を目指し、住民・事業者・市町すべての主体がパートナーシップのもと、圏域の環境保全の取組や行動を推進していきます。

**荒川の清流が 未来につながり
だれもがいきいきと安心して暮らせるまち**

圏域は荒川の源流域に位置し、荒川の水は埼玉県、東京都を貫流し、最後には東京湾へ流れ込んでいます。流域の多くの住民のくらしを潤す荒川の清流を永遠に継承することが、次世代へ良好な環境を引き継ぐこととなります。その結果、誰もが健康で安全に生活をする事ができ、安心してくらしを享受することができます。「望ましい環境像」は、このような姿を描いたものです。

「荒川の清流」とは、自然の資源である森林を保全することにより生み出される、地下水、河川水、大気、ひいては景観、歴史、地形等の有形または無形の恵みを表しています。



3-2 基本目標

「望ましい環境像」を実現するために、以下の5つの基本目標を設定しました。

- 1 豊かな自然を守り、多様な生きものが共生するまち
- 2 澄んだ空気と水に恵まれた安心で健康なくらしができるまち
- 3 循環型社会が進み、歴史文化が薫るまち
- 4 地域資源を活用した持続可能な低炭素なまち
- 5 パートナーシップで進める、誰もが参加したくなる環境活動の盛んなまち

●基本目標 1

「豊かな自然を守り、多様な生きものが共生するまち」

圏域は、自然環境に恵まれ、森林資源が豊かであり、それに伴って水資源も豊かな地域です。森林や河川・溪谷、また中山間地域として里山や農地などを含む自然環境は、地域住民に経済的な恩恵と心の安らぎや潤いを与えてくれるとともに、生きものの良好な生息空間になっています。

しかし、長年にわたる開発と高齢化や後継者不足などの社会問題により、森林荒廃や耕作放棄地が増大し、森や農地などにおける生態系の機能が低下しています。

そのため、森林や農地などが育む健全な環境を基盤とした生物多様性の維持、創造や水と緑にふれあう空間の創出を図るとともに、生活環境の改善を図る必要があります。

以上のことを踏まえ、基本目標 1 を「豊かな自然を守り、多様な生きものが共生するまち」と掲げ、以下の 3 つの個別目標に関わる取組を推進するものとします。

<基本目標>

豊かな自然を守り、多様な
生きものが共生するまち



<個別目標>

- ① 森林を育て、豊かな水を守ろう
- ② 農地を守り、活かそう
- ③ 生物多様性を維持しよう

●基本目標2

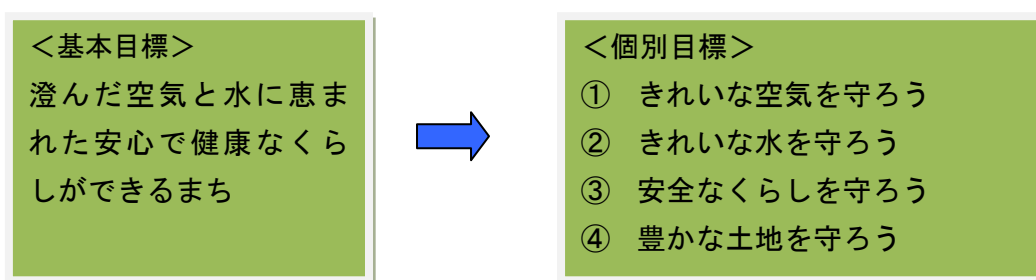
「澄んだ空気と水に恵まれた安心で健康なくらしができるまち」

圏域は、埼玉県を代表する河川である荒川の源流域にあたり、上質の水資源に恵まれ、圏域のみならず埼玉県民・東京都民の水がめとしての機能を担っています。また森林資源が豊富なため、木々の浄化作用により澄んだ空気の地域として、多くの観光客にも人気のスポットとなっています。

しかし、近年は、私たちの日常生活や事業活動に伴う都市型のライフスタイルへの転換により、環境への負荷が増大しています。生活雑排水等の影響による水質汚濁、観光シーズンや朝夕の通勤時間帯の渋滞の日常化による、自動車を原因とする大気汚染や騒音、振動等は、住民の生活に少なからず支障をきたしています。

このような状況から、産業型公害については、法規制等に基づく指導徹底等を継続して推進し、都市型公害に対しては、環境負荷の少ないライフスタイルやビジネススタイルへの転換を推進していく必要があります。

以上のことを踏まえ、基本目標2を「澄んだ空気と水に恵まれた安心で健康なくらしができるまち」と掲げ、以下の4つの個別目標に関わる取組を推進するものとします。



●基本目標3

「循環型社会が進み、歴史文化が薫るまち」

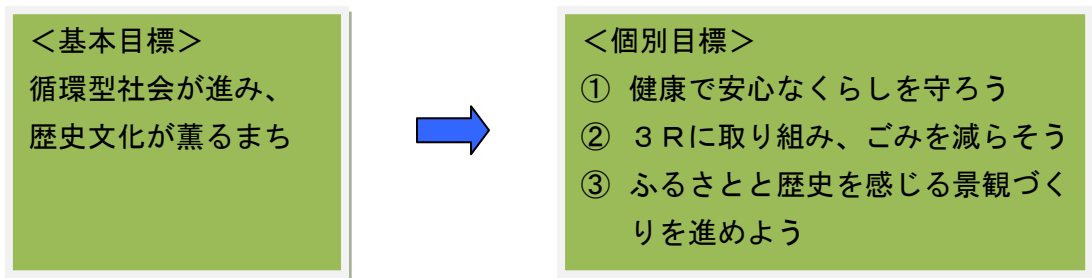
圏域は、深い森に包まれた豊かな自然に恵まれ、山村風景等の多様な景観資源を有する地域です。一方、山に囲まれた独特の盆地であるため多様な民俗文化が形成され、数多くの史跡が残されており、歴史的な遺産や伝統・文化が受け継がれています。

近年は、社会経済活動の進展と都市型生活への転換により、生活域からの廃棄物や化学物質等の影響による環境負荷が増大しています。また山林や河川、道路等へのごみの不法投棄が深刻な問題となっており、生活環境や自然環境への影響が危惧されています。

このため、リサイクルを始めとした資源循環システムを継続的に発展させることにより、ごみの減量化を図ることや、特に、発生抑制の視点を持ったライフスタイルへの転換を推進することが求められています。

また、私たちは、心の原風景である「ふるさと」を維持・保全することにより快適環境の質を向上させるとともに、風格ある伝統や文化を守り、継承できるまちづくりにも配慮する必要があります。

以上のことを踏まえ、基本目標3を「循環型社会が進み、歴史文化が薫るまち」と掲げ、以下の3つの個別目標に関わる取組を推進するものとします。



●基本目標 4

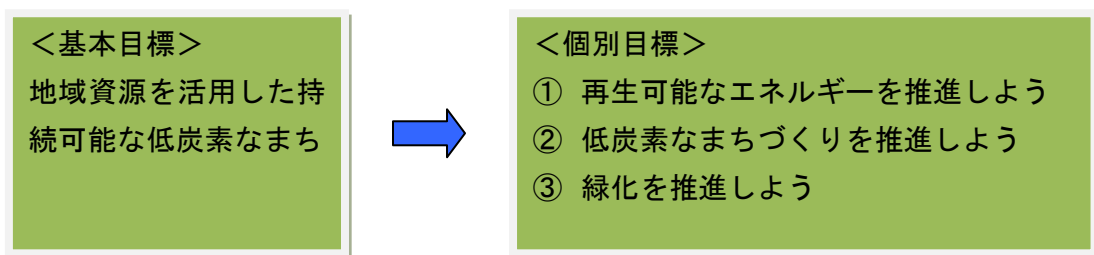
「地域資源を活用した持続可能な低炭素なまち」

複雑化し、グローバル化するさまざまな地球環境問題は、私たちの社会経済活動やライフスタイルの多様化によって持たされたものです。産業革命以降の経済活動の発展と人口増加により、化石燃料の大量消費に起因する地球温暖化や天然資源の枯渇は、大きな社会問題となっています。私たちの圏域においても、この影響と思われる事象が現れ始め、将来的には生活を脅かす深刻な問題です。

地球環境問題は、国際的・広域的な問題としてとらえるばかりでなく、私たちの身近なライフスタイルを転換することが解決の第一歩となるものです。また、地球温暖化問題やエネルギー資源の枯渇等を勘案すると、化石燃料に頼らないクリーンで再生可能なエネルギーの推進が求められます。地域資源を活用した、地産地消型のエネルギーシステムを構築し、二酸化炭素の排出の少ない低炭素な地域社会づくりを実現することにより、かけがえのない地球を次世代に引き継ぐことが可能となります。

以上のことを踏まえ、基本目標 4 を「地域資源を活用した持続可能な低炭素なまち」とし、以下の3つの個別目標に関わる取組を推進するものとします。

なお、平成20年「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正に伴い、「ちちぶ地域温暖化対策実行計画（区域施策編）」を基本目標 4 に位置づけることにより、地球温暖化対策の一体的な推進を図っていきます。



●基本目標5

「パートナーシップで進める、誰もが参加したくなる

環境活動の盛んなまち」

さまざまな環境問題に対応し、解決するためには、住民・事業者・市町のあらゆる主体が協力しあい、一緒に活動を行う体制を構築することが不可欠です。

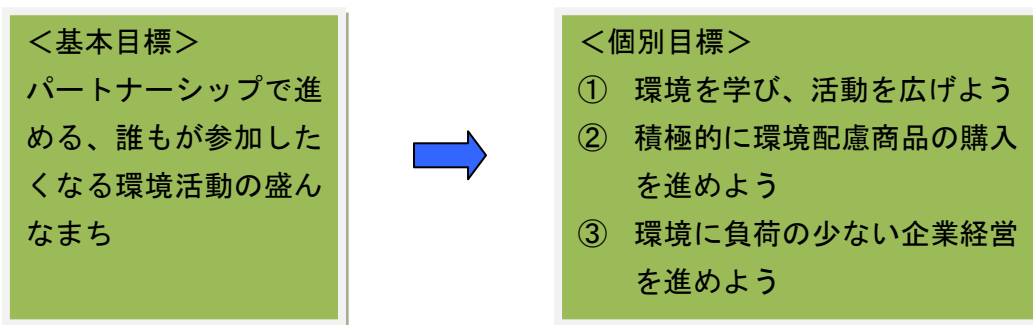
現在、圏域では、多くの市民団体や事業者、住民と市町が一緒になって環境保全活動に取り組んでおり、清掃活動等の美化運動がとても盛んに実施されています。

住民相互のネットワークの構築や、住民・事業者・市町の三者によるパートナーシップによる環境保全活動を、さらに推進していくためには、多くの住民に環境保全への意識向上と活動への参加を促す機会を提供するとともに、子どもから大人までの生涯教育として環境学習を圏域全体で推進することが求められます。

また、事業活動においても環境への負荷を軽減するための意識向上と取組の推進、さらに環境と経済の好循環を目指した体制づくりが必要となります。

これらの活動を支援していくためには、適切かつ迅速に情報を提供することが重要であり、情報提供の質を向上させることにより危機管理への対応にもつなげます。

以上のことを踏まえ、基本目標5を「パートナーシップで進める、誰もが参加したくなる環境活動の盛んなまち」と掲げ、以下の3つの個別目標に関わる取組を推進するものとします。

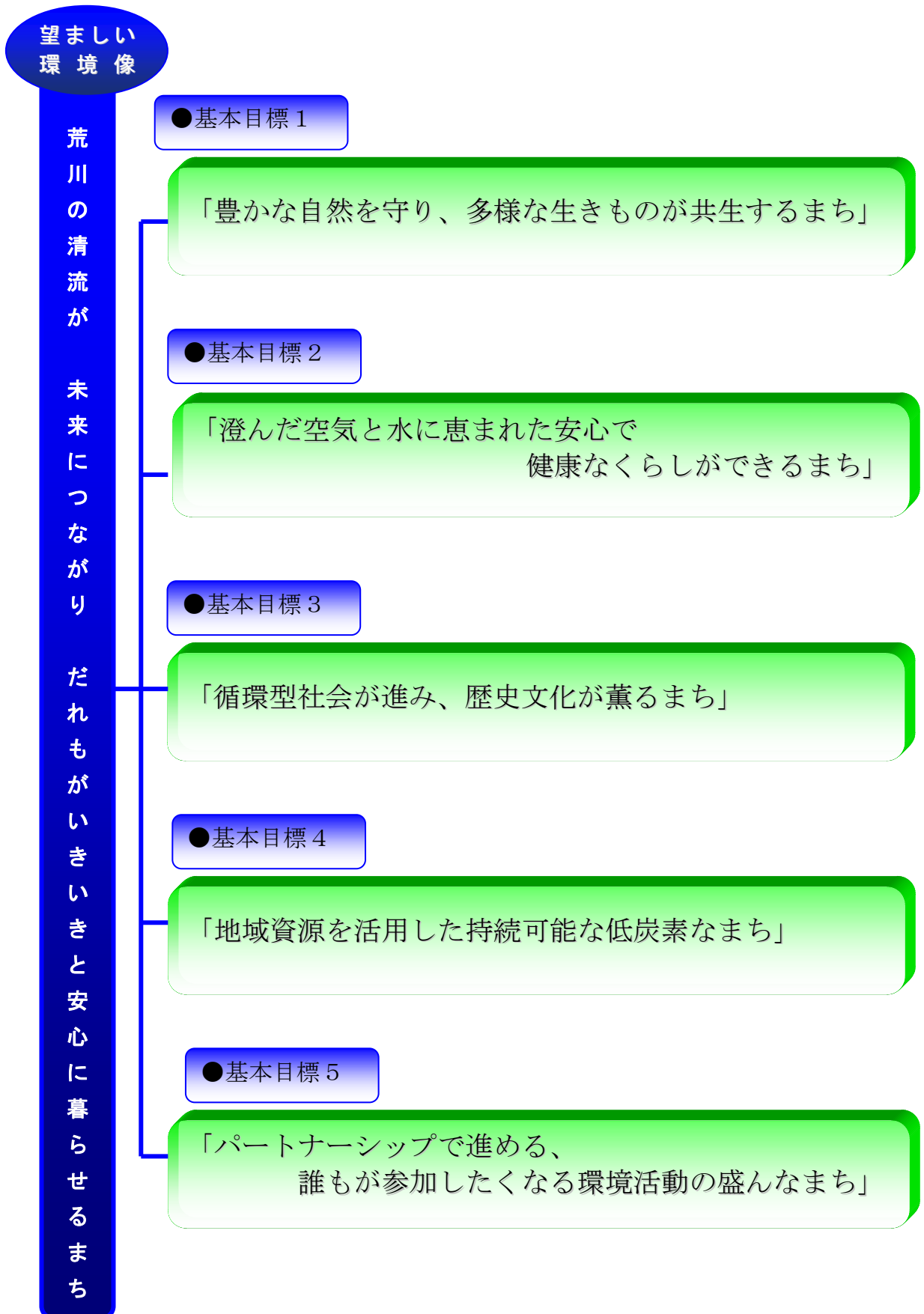


第4章 圏域(市町)の基本施策

4-1 施策の体系

4-2 圏域(市町)の施策

4-1 施策の体系



個別目標

基本目標 1

- 1-1 森林を育て、豊かな水を守ろう
- 1-2 農地を守り、活かそう
- 1-3 生物多様性を維持しよう

基本目標 2

- 2-1 きれいな空気を守ろう
- 2-2 きれいな水を守ろう
- 2-3 安全な暮らしを守ろう
- 2-4 豊かな土地を守ろう

基本目標 3

- 3-1 健康で安心な暮らしを守ろう
- 3-2 3Rに取り組み、ごみを減らそう
- 3-3 ふるさとと歴史を感じる景観づくりを進めよう

基本目標 4

- 4-1 再生可能なエネルギーを推進しよう
- 4-2 低炭素なまちづくりを推進しよう
- 4-3 緑化を推進しよう

基本目標 5

- 5-1 環境を学び、活動を広げよう
- 5-2 積極的に環境配慮商品の購入を進めよう
- 5-3 環境に負荷の少ない企業経営を進めよう

4-2 圏域（市町）の施策

●基本目標1 豊かな自然を守り、多様な生きものが共生するまち

個別目標1-1 森林を育て、豊かな水を守ろう

圏域は、面積の84.7%を山林が占め、荒川源流域を中心に、豊かな森林が広がっています。これらの森林は、土地の保全、水源のかん養、地すべりや急傾斜地の崩落防止、空気の浄化や二酸化炭素の吸収・貯蔵、酸素の供給、生物多様性の保全等、多面的で公益的機能を有しています。

このように、森林は私たちにさまざまな恵みを与えてくれます。特に圏域の森林は、荒川の最上流部にあり、地下水や湧水、河川の水源地となっているため、適切に管理し活用することで、豊かな水を守ります。

また、住民参加による自然環境保全、監視・指導体制の整備を促進するとともに、多くの人々が森林とふれあうことができる場を創出します。

環境施策

●森林の保全・活用

- ・計画的な植林、下草刈りや間伐による整備推進
- ・水源の保全及び周辺環境の整備
- ・広葉樹の植栽による多様な森林の造成
- ・林道の延長等による基盤整備の推進
- ・秩父産材の活用と間伐材の利用促進
- ・シカなどの獣害からの立木の保護
- ・開発行為の審査厳格化による保全

●森林とふれあう場の機会や創出

- ・森づくりボランティアの増員
- ・グリーンツーリズム等による森林への理解促進
- ・自然観察コースや遊歩道等の整備
- ・森林や水辺とふれあう機会の提供
- ・都市からの森林ボランティアとの交流促進と活動支援

個別目標1-2 農地を守り、活かそう

農地は、私たちに食べ物を供給するという最も基本的な資源を有する土地というだけでなく、生活環境に身近な緑地を提供する空間として、また、保水等の機能を有し、水循環の一部を支える場所として重要な役割を担っています。しかし、近年は農林業従事者の高齢化等による減少により、その農地が荒廃し、同時に野生鳥獣の生息数の増加や分布の拡大により、農産物の被害も拡大しています。

このように多面的な機能を持つ農地を維持し、活用を促すための仕組みづくりや支援等を行うことによって、農地の保全を図ります。

環境施策

●農地の保全と活用

- ・耕作放棄地の利活用の推進
- ・環境保全型農業の支援
- ・新規就農・企業参入等担い手拡大への支援
- ・ほ場、農道や用排水路などの生産基盤の整備と保全
- ・有害鳥獣に対する個体調査や監視等による対策の推進及び被害防除対策等への支援

●農業・農地とのふれあいの推進

- ・市民農園の活用推進
- ・農業体験イベントの開催
- ・都市農村交流の活性化による農地活用の促進
- ・都市部への特産物の販売促進の支援

●地産地消の推進と支援

- ・学校給食への地元農産物の利用促進
- ・地元特産物の販売促進
- ・農産物等を通じた都市部との交流・連携促進
- ・コミュニティービジネスの創出と支援

個別目標1-3 生物多様性を維持しよう

圏域の森林や水辺は、多様な生きものが生息する豊かな環境です。多様な生きものの営みは、私たちに食物や薬、燃料等の豊かな恵みを提供してくれるばかりでなく、心の癒しや文化的な恩恵も与えてくれます。

このため、生きものの生息空間である森林や水辺等を保全し、創出することで、圏域固有の種の保存等を含め、生物多様性を守ります。また、人と生きものが出会える空間づくりの整備や、住民参加による定期的な生きもの調査等の実施により、生きものに対する意識の向上を図ります。

環境施策**●生物多様性の保全**

- ・生きものの生息空間等の保全・整備
- ・生物多様性に配慮した森林や水辺などの保全
- ・生きものの調査による、生物の現況把握と保護
- ・絶滅危惧種、野生動植物の保護・管理
- ・多自然型護岸の整備と延長
- ・外来生物法への対応

●生物多様性の啓発

- ・住民参加による生きもの調査の実施
- ・環境学習による生きもの的重要性の訴求
- ・保護活動ボランティアとの連携

●基本目標2「澄んだ空気と水に恵まれた安心で健康なくらしができるまち」

個別目標2-1 きれいな空気を守ろう

きれいな空気は、私たちが健康的に暮らすためには必要不可欠なものです。圏域でも自動車等の影響で、夏季には光化学スモッグの発生、また、浮遊粒子状物質による健康被害も心配されています。

このため、自動車交通、工場や事業所等に対しては、排出基準の徹底・指導に努めるとともに、渋滞緩和等の交通対策や公共交通機関へのシフト等を推進することにより大気汚染を防止します。

環境施策

●大気などの監視・調査

- ・光化学スモッグの監視と調査
- ・発生源の調査・研究による未然防止
- ・酸性雨の監視と調査
- ・大気汚染物質の排出削減指導
- ・揮発性有機化合物（VOC）対策と指導
- ・浮遊粒子状物質（SPM）対策と指導

●交通対策

- ・低公害車への転換・導入支援と啓発
- ・渋滞緩和への道路整備
- ・アイドリング・ストップの推進
- ・自動車利用から公共交通機関シフトへの推進

※埼玉県秩父環境管理事務所と連携し、工場、事業所等に対して排出基準・規制基準の徹底・指導に努めます。

個別目標2-2 きれいな水を守ろう

圏域は荒川の源流域にあたり、豊かできれいな水を享受することができるばかりではなく、都市部に供給する役割も担います。しかし、圏域でも都市型の生活形態となり、生活雑排水等による水質汚濁が見られます。また、農業における家畜の排せつ物等による水質汚染も心配されます。

このため、下水道の整備の拡充や高度処理の合併処理浄化槽の普及に努め、住民や事業者には意識の啓発を行うことによって、河川の水質浄化を促進します。

環境施策

●地下水の維持・保全

- ・雨水貯留槽や雨水浸透ます設置の推進
- ・農薬や肥料の適正使用の促進
- ・家畜排せつ物などの適正管理と廃棄への指導
- ・雨水や地下水の適正利用の促進

●水質の監視・改善

- ・地下水・河川の水質の監視
- ・公共下水道整備・接続の促進
- ・事業所排水の監視と指導
- ・合併処理浄化槽への転換促進と適正な維持管理の推進

※生活排水処理基本計画に基づいた生活排水の適正処理を推進します。

●住民への啓発

- ・水とふれあう場づくりによる啓発
- ・住民参加による水辺と周辺環境の保全活動

※埼玉県秩父環境管理事務所と連携し、工場、事業所等に対して排出基準・規制基準の徹底・指導に努めます。

個別目標2-3 安全な暮らしを守ろう

私たちの身のまわりには、日常生活や事業活動から発生する環境負荷が多々見受けられ、生活への影響が懸念されています。家庭、工場、店舗、自動車からは騒音、振動等が発生し、また、農業では家畜排せつ物の臭気や、不適正な野外焼却などによる煙が近隣生活への迷惑の原因となっています。

このため、騒音や振動、臭気に対しては、調査の継続や規制基準の徹底・指導に努め、さらに、住民に対しては意識の啓発を図り、環境への負荷低減を進めます。

環境施策

●騒音・振動対策

- ・事業所への指導
- ・渋滞緩和
- ・遊技場や商業施設等における騒音低減の指導
- ・アイドリング・ストップの徹底

●臭気、煙害の指導

- ・不適正な焼却炉による廃棄物の焼却禁止や野外焼却抑制の徹底と啓発
- ・工場や商業施設への臭気対策の指導と啓発
- ・農業活動における臭気対策への指導と啓発

※埼玉県秩父環境管理事務所と連携し、工場、事業所等に対して排出基準・規制基準の徹底・指導に努めます。

個別目標2-4 豊かな土地を守ろう

圏域は、豊かな自然と街が調和した快適性と美観性を備える地域です。近年は、無秩序な開発や土砂等の堆積、ごみの不法投棄等による、自然破壊や土壌汚染などの環境問題が顕在化しています。豊かな土地は、産業や生活環境を保全するための基盤となるものであり、後世へ引き継がなければなりません。

このため、土地開発や土壌汚染に対しては、環境への影響について適切な指導を行うことによって、健全な土地の利用維持に努めます。

環境施策

●適正で計画的な土地利用の推進

- ・環境影響評価制度の活用
- ・地区計画制度や建築協定等の活用
- ・不法な廃棄物投棄に対する監視と防止対策の徹底
- ・砂利などの不法採掘や堆積への監視
- ・住民による、開発行為に対する監視・情報の収集体制の整備促進
- ・土壌汚染対策法に基づく適切な指導

※埼玉県秩父環境管理事務所と連携し、事業者に対する適切な監視・指導に努めます。

●基本目標3「循環型社会が進み、歴史文化が薫るまち」

個別目標3-1 健康で安心な暮らしを守ろう

私たちの生活は利便性を追求する結果、身の周りには多くの化学物質が使用されています。また、農業における農薬や化学肥料等の使用による地下水汚染等も心配されます。さらに最近では放射線の影響も懸念されています。有害な物質は、人間や生きものの体内に長い間蓄積され、健康被害や生態系のバランスを乱すおそれがあります。

このため、化学物質への理解とその利用方法について啓発を行うとともに、有害化学物質の適正な管理や使用を行うための監視、指導、情報公開を徹底します。一方、放射線についても、定期的に調査を行い、情報公開を徹底することにより、住民の健康で安心な暮らしを守ります。

環境施策

●有害化学物質対策

- ・ダイオキシン類の監視・測定継続
- ・アスベストの調査・対策の推進
- ・化学物質排出移動量届出制度（PRTR 制度）の活用による指導
- ・事業所への監視・調査・指導

●放射線対策

- ・定期的な調査の実施
- ・適正な情報公開

●住民への意識啓発

- ・生活における化学物質の使用法や処理方法について情報提供
- ・調査、測定結果の公表

個別目標3-2 3Rに取り組み、ごみを減らそう

近年、私たちのくらしは都市型となり、排出される廃棄物は増加し、組成の変化により処理が複雑化しています。近年は、資源の分別や意識の向上により、廃棄物量は減少傾向にありますが、一方で廃棄物の焼却に伴って発生するガスや、ごみの処理費用の増大、清掃工場の処理能力等のさまざまな問題に直面しています。

このため、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の中でも、特にリデュース（発生抑制）によるごみの減量化を進めるとともに、廃棄物の適正な処理に努めます。さらに、住民や事業者と連携したごみの削減運動の推進と意識啓発の普及を図ります。

環境施策

●ごみの減量化の推進

- ・生ごみ減量化の推進
- ・事業系廃棄物の排出抑制に対する指導・支援
- ・分別収集の徹底や資源回収の強化による資源の有効利用の促進
- ・集団回収の促進と拠点回収の整備
- ・廃食油の回収によるバイオディーゼル燃料への有効活用

●ごみの減量化のための意識啓発

- ・マイバッグ運動の推進
- ・過剰包装への抑制指導・支援
- ・ごみの排出抑制への意識啓発
- ・ボランティア団体との連携、廃棄物減量推進のための人材育成
- ・定期的な情報発信による啓発
- ・グリーンコンシューマーの育成

●ごみの適正処理の推進

- ・ごみ出しルールの徹底と周辺整備
- ・産業廃棄物の適正処理への助言
- ・クリーンセンターやリサイクル施設の整備・活用

個別目標3-3 ふるさとと歴史を感じる景観づくりを進めよう

圏域は、森林資源や豊かな水に恵まれた、風光明媚な地域です。そのため、由緒ある神社や仏閣、祭り、伝統芸能等の歴史や文化が継承されている地域です。また、多くの人の心の原風景である「ふるさと」を感じさせてくれる地域でもあります。

さらに、これらの地域資源の活用を促すためには、グリーンツーリズムや里山ウォーク、滞在型農業等のサービスの充実を図り、景観や歴史の魅力を高めるよう文化的資源を保全します。また、住民参加の環境美化運動の推進により街の景観向上も図ります。

環境施策

●歴史・文化的資源の維持と整備

- ・歴史的建造物の周辺整備
- ・歴史館や博物館の利用促進
- ・ウォーキングコースや観光コースと歴史的・文化的施設との連携
- ・屋外広告物のルール化・電線類の地中化
- ・エコツーリズムやグリーンツーリズム等、自然と観光を合わせた観光スポットの整備
- ・遊休農地活用や景観作物の栽培を促進し、田園風景の維持・回復の促進

●環境美化の推進

- ・美化運動の促進と環境関連団体との連携
- ・ごみのポイ捨てや不法投棄への監視やパトロール
- ・住民参加型の花いっぱい運動の促進支援

●基本目標4 「地域資源を活用した持続可能な低炭素なまち」

個別目標4-1 再生可能なエネルギーを推進しよう

圏域は、森林資源が豊富で、水資源にも恵まれ、快晴率の高い地域であるという特徴を持つことから、自然の力を活用したエネルギーの自給が可能な地域と考えられます。これからのエネルギー資源問題や地球温暖化問題に対応するためには、化石燃料に頼らない持続可能な再生可能エネルギーの活用を推進することが求められています。

このため、地域の資源を活用した分散型のエネルギー導入のための整備と支援を図り、新しいエネルギーの創出と導入を行います。

環境施策

●創エネの利用促進

- ・太陽光発電・太陽熱利用設備の公共施設への積極的な導入と活用
- ・燃料電池や蓄電池等の導入と活用及び支援
- ・住民・事業者へ太陽エネルギー設備の導入支援
- ・住民・事業者へ創エネ普及拡大のための意識啓発

●新エネルギーの活用支援

- ・バイオマスの活用と利用促進
- ・小水力発電の導入と利用促進の支援
- ・ごみ発電における高効率発電システムの導入

個別目標4-2 低炭素なまちづくりを推進しよう

地球温暖化問題に対応するためには、私たちの暮らしを二酸化炭素の排出の少ない低炭素型に変えることが必要です。

このためには、住民には省エネルギーな暮らし方を提案し、二酸化炭素の排出削減に努めます。また、省エネに配慮した建築物の促進や街路灯等における照明のLED化により、エネルギー使用量の削減を進めます。さらに、公共交通機関利用の促進や自転車の活用を促すための道路整備や仕組み等を推進します。

環境施策

●ハード対策の推進

- ・省エネ法や温対法に基づく届出制度の対策・支援
- ・埼玉県地球温暖化対策計画への誘導と支援
- ・公共施設や街路灯等の照明のLED化
- ・低排出ガス車の導入のための情報提供と支援
- ・埼玉県建築物環境配慮制度への普及啓発と導入への促進
- ・公共交通ネットワークの整備と構築
- ・パーク&ライドの整備と利用促進
- ・自転車活用の整備と促進
- ・植木の推進と支援
- ・家庭や事業者へのスマートメーター等の導入のための情報提供と支援

●ソフト対策

- ・エコライフDAYの推進と支援
- ・小中学校での環境学習の推進
- ・省エネ生活など学習会の開催による普及啓発
- ・エコドライブの導入方法への情報提供と推進

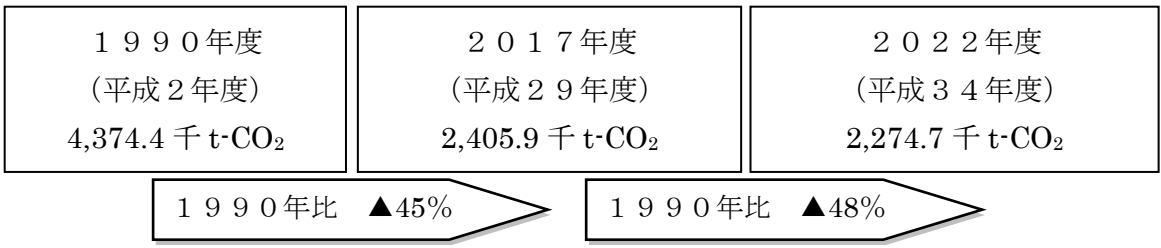
「ちちぶ地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」

地球温暖化問題への対応は、緊急かつ人類共通の課題となっており、圏域においてもあらゆる主体が一体となり取組を積極的に推進し、温室効果ガスの削減に努めなければなりません。

現在の社会情勢の中で、圏域全体で地球温暖化対策に取り組むため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく法定計画である「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を、温室効果ガスの削減のための取組として基本目標4に位置づけます。

以下に示す温室効果ガスの削減目標の達成に向け、本計画の基本目標1～5の取組を実行させることで、削減目標を達成します。

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の期間及び目標



長期的な目標として、2050年（平成62年）までに温室効果ガス排出量の80%削減を視野に入れた積極的な施策を検討していきます。

ただし、1990年度に対して2009年度は43%削減を達成しています。

2017年度（平成29年度）までに1990年度（基準年）に対して45%削減を目指すためには、2009年度より107.5 千 t-CO₂減らす必要があります。

特に、各部門の中でも家庭部門は1990年度に比べて排出量が増えているので、1990年度の家庭部門の排出量91.2 千 t-CO₂まで削減します。

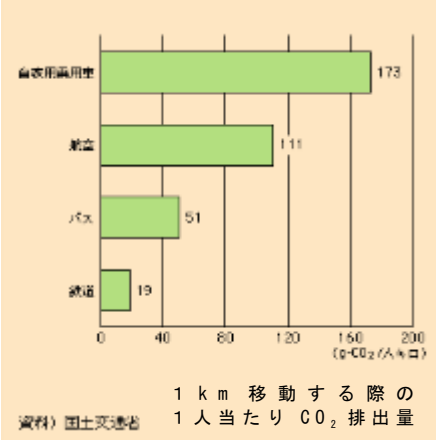
さらに、2022年度（平成34年）までに1990年度（基準年）に対して48%削減を目指すためには、2009年度より238.7 千 t-CO₂減らす必要があります。

（単位：千 t-CO₂）

年	家庭部門	家庭部門以外	計
2009年（平成21年）	121.3	2,392.1	2,513.4
↓	▲30.1	▲77.4	▲107.5
↓	(▲24.8%)	(▲3.2%)	(▲4.3%)
2017年（平成29年）	91.2	2,314.7	2,405.9
↓	▲5.0	▲126.2	▲131.2
↓	(▲5.45%)	(▲5.45%)	(▲5.45%)
2022年（平成34年）	86.2	2,118.5	2,274.7

家庭や事業所において、二酸化炭素の削減方法の取組はさまざまです。家庭等で身近にできる削減行動をいくつか事例として列記し、削減目標達成の参考とします。

特に家庭部門は1990年度年に対して2009年度には排出量が24.8%増えています。また、運輸部門においては、自動車は生活や事業活動の中で移動のために欠かせないものとなっていますが、自動車からの二酸化炭素の排出量は全体の約30%を占めています。そこで身近に二酸化炭素を削減できる取組として、家庭での省エネ行動や自動車から公共交通機関への利用促進があげられます。

部門別削減例	二酸化炭素の削減行動（2009年度～2017年度）
<p>○家庭部門</p> <p>8年間で圏域の全世帯が、白熱電球を電球型蛍光灯やLED電球に交換する。</p>	<p>家庭部門の削減目標値 30.1千t-CO₂</p> <p>① 54Wの白熱球から12Wの電球型蛍光灯に交換すると削減量は32.1kg-CO₂/年（使用時間2,000時間/年）</p> <p>②全世帯が白熱球から電球型蛍光灯に3個交換すると削減は3.69千t-CO₂（32.1kg-CO₂/年×38,280世帯×3個）</p> <p>③全世帯が毎年3個ずつ8年間で合計24個交換した場合の削減量は29.49千t-CO₂（3.69千t-CO₂×8年間）</p> <p>よって、ほぼ目標値を達成できます。</p>
<p>○運輸部門</p> <p>1. 5kmの移動を自動車に乗るのをやめて電車を利用する</p> <p>2. 1日片道2kmの移動を自動車に乗るのをやめて徒歩にする</p>	<div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="flex: 1;">  <p>資料) 国土交通省</p> </div> <div style="flex: 1; padding-left: 10px;"> <p>運輸部門 2009年から3.2%削減の目標値は、7.2千t-CO₂</p> <p>1. 圏域の30,000人が5kmの移動を自動車に乗るのをやめて、月に1回電車を利用した場合277.2 t-CO₂/年削減できます。[(173-19) g-CO₂ × 5km × 1回 × 12月 = 9.24kg-CO₂/年・人]</p> <p>圏域の30,000人が毎年電車の利用を月に1回ずつ増やしていった場合、8年間（8年後は月に8回電車利用）で2.22千t-CO₂削減できます。（277.2 t-CO₂/年×8年=2.22千t-CO₂）</p> <p>2. 1日片道2kmの移動を自動車に乗るのをやめて月に1回徒歩にした場合に、1年間で8.304kg-CO₂/人・年になります。（173 g-CO₂×4km×12月=8.304kg-CO₂/人・年）</p> <p>圏域の30,000人が毎年月に1回ずつ自動車利用を減らし徒歩にした場合、8年間（8年後は月に徒歩8回）で、1.99千t-CO₂削減できます。（249t-CO₂/人×8年間=1.99千t-CO₂）</p> <p>上記の1と2を実行した場合、2.22千t-CO₂+1.99千t-CO₂=約4.21千t-CO₂となり、目標の約2/3を達成できます。</p> </div> </div>

個別目標4-3 緑化を推進しよう

圏域は、秩父山地に囲まれた盆地で、夏は暑い地域となっています。近年はヒートアイランド現象の影響も加わり、夏の気温が上昇しています。今後は、地球温暖化の影響でさらに気温が上昇すると予測され、熱中症等の健康被害も懸念されます。

このため、街の緑化を推進することで、心の安らぎや潤いを提供するとともに、気温上昇を抑え、心地良い空間を創出することができます。市街地の生垣や街路樹、公園等における緑の創造と保全・整備、さらに活用等を進めていきます。

環境施策**●緑化の推進**

- ・街路樹・沿道の緑化推進
- ・公共施設や公園の緑化整備
- ・工場、作業所、住宅の緑化推進
 緑のカーテンの推進・支援
 生垣の支援
- ・公園・小公園の計画的整備

●緑化運動

- ・家庭や事業所での緑化の普及推進
- ・公園管理等、住民主体の緑化の推進

●基本目標5 「パートナーシップで進める、だれもが参加したくなる 環境活動の盛んなまち」

個別目標5-1 環境を学び、活動を広げよう

環境問題への解決には、一人ひとりが環境問題の現状を認識・理解し、意識を変え行動を起こすことが重要です。そのためには、日常的に環境学習の場や機会を提供し、環境問題の現状や取組について意識の向上を図る必要があります。

また、具体的な環境行動を実践していくためには、地域の実情に応じた環境保全団体の活動強化、住民参加の仕組みと各個人の役割が重要となってきます。そのため、環境団体への活動支援と人材育成を推進し、住民主体の環境保全活動を活発化します。

環境施策

●環境学習の場や機会の提供

- ・環境保全講習会の開催による学習の場の提供と支援
- ・環境イベント等の開催による情報提供と環境にふれあう場づくり
- ・学校教育における環境学習の導入と推進

●自主的な環境保全活動団体との連携支援

- ・環境保全を担う人材の育成
- ・住民団体や事業者等の自主的な環境保全活動の推進・支援

●パートナーシップによる環境保全活動の推進

- ・住民意見を反映させるための提案制度の充実
- ・国や県、周辺地域等と連携した、広域的な環境保全の取組の推進
- ・協働（パートナーシップ）のための機会づくりと支援

個別目標5-2 積極的に環境配慮商品の購入を進めよう

環境に配慮した商品の製造・購入を促進することにより、グリーンな市場を構築することができます。大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられてきた従来の仕組みを、循環型に変えるためには、グリーン購入の推進が重要です。消費者がグリーン購入を率先することにより、環境と経済の好循環が生まれます。

このため、圏域において住民や事業者が、環境に配慮した商品の製造や販売、購入を促進するための仕組みづくりや情報の発信、取組を支援します。

環境施策**●グリーンな市場の拡大**

- ・グリーン購入法への対応と取組の推進
- ・住民・事業者へ環境配慮商品の情報提供と取組の支援
- ・環境配慮商品の開発のための情報提供と支援
- ・環境配慮商品の製造者と購入者とのマッチング支援
- ・環境配慮技術や製品などを通じた事業者間交流の支援
- ・産学官連携による環境配慮の技術や製品の開発支援
- ・グリーンコンシューマーの育成と活用

個別目標5-3 環境に負荷の少ない企業経営を進めよう

事業活動に起因する環境負荷は、少なからず社会活動へ影響を与えます。事業活動は環境と相反する活動と思われがちですが、環境に配慮した事業経営を行うことが、事業運営の適正化となり安全性の向上やコスト削減にもつながります。

事業者の環境管理や省エネなどへの取組について情報提供やアドバイス等を推進することにより、事業活動からの環境負荷を軽減します。

環境施策

●環境負荷低減のための取組推進

- ・環境マネジメントシステム構築と認証取得への推進と支援
- ・省エネ法等の届出制度への情報提供と支援
- ・事業所内の省エネ化や環境配慮の負荷低減に関する取組への情報提供と支援
- ・法令遵守（コンプライアンス）に則した事業活動を行うための情報提供と支援
- ・企業の社会的責任（CSR）の取組への情報提供と支援

第5章 住民・事業者の環境配慮指針

5 住民・事業者の環境配慮指針

「第4章の圏域（市町）の基本施策」では、圏域（市町）の取組を示しましたが、環境基本計画の推進においては、住民・事業者・市町がそれぞれの役割を認識し、具体的な取組を実践していくことが望まれます。本章では、住民や事業者が圏域の環境保全に対して取り組むための環境配慮指針を示します。

なお、これらの環境配慮指針には、個別目標ごとの取組を記載しているため、再掲、または類似の取組が表記されています。

●基本目標1 「豊かな自然を守り、多様な生きものが共生するまち」

個別目標	住民の取組	事業者の取組
森林を育て、豊かな水を守ろう	<ul style="list-style-type: none"> ◆植樹、下草刈りや間伐作業による保全活動に参加・協力します。 ◆山や川を煙草やごみのポイ捨て等で汚さないようにします。 ◆体験型の森林観光の推進に参加・協力します。 ◆秩父産材を積極的に購入します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆植樹、下草刈りや間伐作業による保全事業に参加・協力します。 ◆山や川を自らが排出するもので汚さないように努めます。 ◆体験型の森林観光の推進に参加・協力します。 ◆秩父産材を積極的に購入します。
農地を守り、活かそう	<ul style="list-style-type: none"> ◆遊休農地を活用した事業に参加・協力します。 ◆地元の農産物を積極的に購入します。 ◆有害鳥獣の拡大防止に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆遊休農地を活用した事業に参加・協力します。 ◆環境保全型農業に積極的に取り組みます。 ◆有害鳥獣の拡大防止に協力します。 ◆特産品づくりを進めます。
生物多様性を維持しよう	<ul style="list-style-type: none"> ◆動植物の保護活動に参加・協力します。 ◆野生生物保護に関する調査への参加や情報提供を行います。 ◆外来生物法に基づき、適正に取り扱います。 ◆ビオトープづくりとその維持に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆動植物の保護活動に参加・協力します。 ◆開発等にあたっては、野生の動植物の影響を考慮し、適切な保全対策を行います。 ◆事業所内で自然に配慮した空間づくりとその維持に努めます。

●基本目標2 「澄んだ空気と水に恵まれた安心で健康なくらしができるまち」

個別目標	住民の取組	事業者の取組
きれいな空気を守ろう	<ul style="list-style-type: none"> ◆道路沿線等の大気汚染状況の調査に協力します。 ◆低排出ガス車やクリーンエネルギー自動車の購入・利用を行います。 ◆可能な限り自動車の利用を控えます。 ◆アイドリング・ストップを徹底します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆自ら排出する大気汚染物質の測定結果の公表に努めます。 ◆低排出ガス車やクリーンエネルギー自動車の購入・利用に努めます。 ◆効率的な自動車利用に努めます。 ◆アイドリング・ストップを徹底します。 ◆時間差出勤等で、渋滞の緩和に協力します。
きれいな水を守ろう	<ul style="list-style-type: none"> ◆洗剤の適正使用、分解しやすい洗剤の使用、油の流出を防止します。 ◆下水道・農業集落排水への接続を行います。(対象地域) ◆合併処理浄化槽の設置や適正な維持管理を行います。 ◆風呂の水や雨水等の利用を促進します。 ◆雨水浸透ますを設置します。 ◆水辺の清掃活動に積極的に参加します。 ◆河川の維持管理及び河川環境の整備と保全に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆下水道への接続を行います。(対象地域) ◆合併処理浄化槽の設置や適正な維持管理を行います。 ◆家畜排せつ物の適正管理と廃棄物の適正処理を行います。 ◆農薬や肥料の適正使用を行います。 ◆排出する雑排水の浄化と再利用に努めます。 ◆雨水利用の促進や雨水浸透ますを設置します。 ◆水辺の清掃活動に積極的に参加します。 ◆河川の維持管理及び河川環境の整備と保全に協力します。
安全なくらしを守ろう	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活騒音によって近所に迷惑をかけないようにします。 ◆遮音性・防音性のある住宅づくりをします。 ◆野外焼却や不適正な焼却炉による廃棄物の焼却禁止に努めます。 ◆可能な限り、公共交通機関を利用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆野外焼却や不適正な焼却炉による廃棄物の焼却禁止に努めます。 ◆エコドライブを推進します。 ◆発生源対策を講じる等、未然防止に努めます。 ◆工場・事業所等における騒音や振動防止、飲食店等の深夜営業や拡声器の使用による騒音防止に努めます。

豊かな土地を守ろう	<ul style="list-style-type: none"> ◆個人所有の土地に安易に土砂の埋め立てはさせません。 ◆個人所有の土地に不法な開発利用をさせません。 ◆不法な埋め立て、土砂のたい積を見つけたら、通報します。 ◆不法投棄監視パトロールに協力します。 ◆ごみのポイ捨てや不法投棄はしません。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆産業廃棄物の適正処理を遵守します。 ◆不法投棄監視パトロールに協力します。 ◆土砂のたい積・埋め立て等は、法令に沿って許可を得ます。また、搬入した土砂等による土壌汚染を回避します。 ◆環境影響評価制度等に基づいて、適正な環境保全対策を行います。
-----------	---	--

●基本目標3 「循環型社会が進み、歴史文化が薫るまち」

個別目標	住民の取組	事業者の取組
健康で安心なくらしを守ろう	<ul style="list-style-type: none"> ◆農薬、殺虫剤や洗剤の適正な利用や廃棄を行います。 ◆グリーンコンシューマーの視点で洗剤等を購入します。 ◆建材には有害な化学物質を含まないものを率先して使います。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆農薬や肥料の適正使用を行います。 ◆PCB やアスベスト等の有害化学物質を適正に処理します。 ◆化学物資の保管・輸送・廃棄等、適正な管理を行います。 ◆有害化学物資に関する情報を収集し、事業活動の中で活用します。
3 R に取り組み、ごみを減らそう	<ul style="list-style-type: none"> ◆発生抑制（リデュース）に努めます。 ◆ごみの排出ルールを守り、分別をきちんと行います。 ◆生ごみ処理機やコンポスト容器を活用し、生ごみの量を減らします。 ◆マイバッグを持参します。 ◆ごみの減量や美化活動に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ごみの排出ルールを守り、適正に排出します。 ◆発生抑制（リデュース）に努めます。 ◆細かい分別に努め有価物量を増やします。 ◆優良な産業廃棄物業者との契約により、適正なごみの処分を行います。
ふるさとと歴史を感じる景観づくりを進めよう	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境美化活動に積極的に参加・協力します。 ◆ごみの不法投棄の監視等に参加・協力します。 ◆空き缶や煙草のポイ捨て禁止、ペットの糞の始末等、マナーを守ります。 ◆空き家・空き地を適正に管理します。 ◆公園の利用マナーを守り、積極的に 	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境美化活動に積極的に参加・協力します。 ◆ごみの不法投棄の監視等に参加・協力します。 ◆空き缶や煙草のポイ捨て禁止等のマナーを守ります。 ◆空き家・空き地を適正に管理します。 ◆公園の美化に積極的に協力します。

<ul style="list-style-type: none"> ◆自動車や自転車の違法駐車はしません。 ◆歴史的資源とのふれあいを大切にします。 ◆伝統的な行事や芸能、祭り等に参加し、継承します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆自動車や自転車の違法駐車はしません。 ◆歴史的資源とのふれあいを大切にします。 ◆伝統的な行事や芸能、祭り等に参加し、継承します。
--	--

●基本目標4 「地域資源を活用した持続可能な低炭素なまち」

個別目標	住民の取組	事業者の取組
再生可能なエネルギーを推進しよう	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活に太陽光や太陽熱、雨水等を利用します。 ◆太陽光発電システムや太陽熱給湯器の設置に努めます。 ◆燃料として、木質バイオマス等の利用に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆太陽光発電システムや太陽熱給湯器の設置に努めます。 ◆小水力発電等の自然エネルギーの導入に努めます。 ◆燃料として、木質バイオマス等の利用に努めます。
低炭素なまちづくりを推進しよう	<ul style="list-style-type: none"> ◆住宅の断熱化を進めます。 ◆省エネ化を実践します。 ◆省エネ効率の高い家電や給湯機を導入します。 ◆エコドライブを実践します。 ◆公共交通機関を可能な限り利用します。 ◆エコライフ DAY を実践します。 ◆低燃費車・クリーンエネルギー車等のエコカーを購入・利用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆低燃費車・クリーンエネルギー車等のエコカーを計画的に購入・利用します。 ◆エコドライブを実践します。 ◆公共交通機関を可能な限り利用します。 ◆建物の断熱化を図り、省エネ化を進めます。 ◆事業所内の照明や空調を省エネ化します。 ◆計測制御システムやデマンドコントローラーの導入により、省エネ化を進めます。
緑化を推進しよう	<ul style="list-style-type: none"> ◆住宅の敷地内や道路に面した部分を緑化します。 ◆生垣や夏場に“緑のカーテン”等を導入し、植物を増やします。 ◆緑化運動等に積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆敷地内や道路に面した部分を緑化します。緑化率を上げます。 ◆生垣や夏場に“緑のカーテン”等を導入し、植物を増やします。 ◆緑化運動等に積極的に参加します。

●基本目標 5

「パートナーシップで進める、誰もが参加したくなる環境活動の盛んなまち」

個別目標	住民の取組	事業者の取組
環境を学び、活動を広げよう	<ul style="list-style-type: none"> ◆積極的に環境学習に参加し、環境問題への理解を深めます。 ◆積極的に環境活動や環境イベントに参加します。 ◆環境保全への提言を積極的に行います。 ◆環境団体が行う調査等に積極的に参加・協力します。 ◆エコライフを実践します。 ◆環境学習施設を積極的に利用します。 ◆各種計画策定に参加するとともに計画の推進に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆従業員や家族への環境学習を進めます。 ◆事業活動における環境への取組等を情報発信します。 ◆美化運動や環境イベント等に積極的に参加・支援を行います。 ◆従業員の環境保全活動を支援します。 ◆各種計画策定に参加するとともに計画の推進に協力します。
積極的に環境配慮商品の購入を進めよう	<ul style="list-style-type: none"> ◆グリーンコンシューマーを実践します。 ◆地元産の木材や農産物を積極的に購入し、利用します。 ◆環境に配慮した商品及び環境配慮行動をしている事業者の商品を購入します。 ◆省エネ製品やエコカー等の環境への負荷を低減するような商品を積極的に購入します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆地元産の木材や農産物を積極的に購入し、利用します。 ◆環境配慮の商品を積極的に購入します。 ◆環境配慮の商品開発を積極的に行います。 ◆6次産業等の地域のコミュニティービジネスを推進します。
環境に負荷の少ない企業経営を進めよう	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境に配慮した事業経営や取組を評価します。 ◆事業者と連携し、環境学習の推進や啓発活動を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境マネジメントシステムを構築し、運用します。 ◆建築物の断熱化をします。 ◆事業経営において省エネ化を進めます。 ◆住民や行政と連携し、環境学習の推進や啓発活動の支援を行います。 ◆法令遵守に努めます。 ◆企業の社会的責任を遂行します。

第6章 重点的な取組(プロジェクト)

6-1 重点的な取組の考え方

6-2 重点的な取組

6-1 重点的な取組の考え方

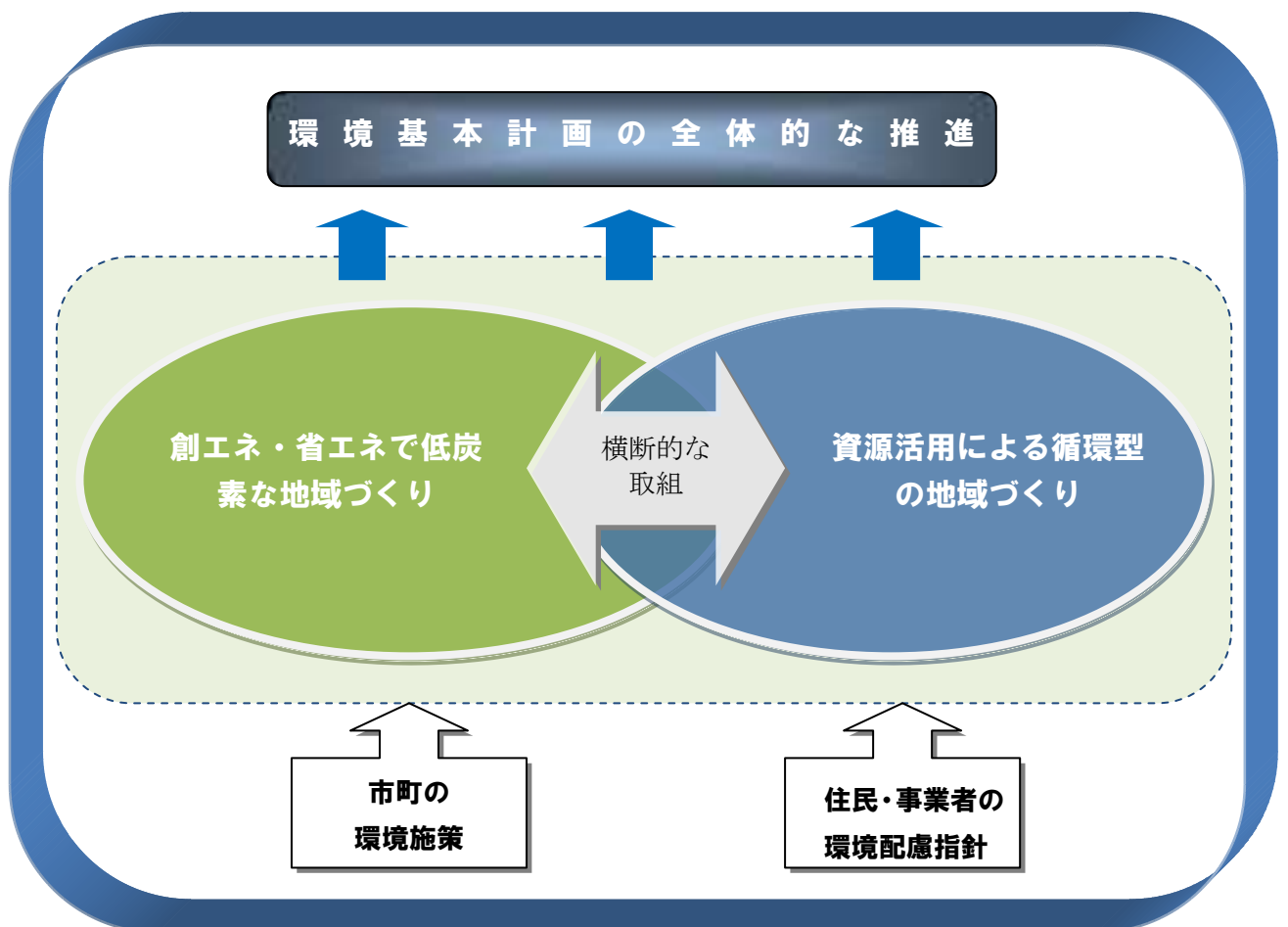
4章では、圏域の環境課題に対して個々に環境施策を設定しました。その中でも、特に、住民にとって身近な問題、早急に取り組むべき事業、また、施策の中で横断的に取り組むべき事業を重点的な取組とし、昨今の社会情勢や圏域の環境特性を考慮し、以下のように設定します。

「創エネ・省エネで低炭素な地域づくり」は、地球温暖化、エネルギー資源の枯渇問題への対応や、再生可能なエネルギーの導入等、これからの私たちに身近でかつ重要な取組であることから、積極的に推進していきます。

また、循環型社会の構築に向けて、資源の活用による廃棄物の削減、さらに、地域資源の積極的な活用を進めるための地産地消等の取組により、「資源活用による循環型の地域づくり」を推進していきます。その結果、横断的な取組が図られ、相乗的な効果が期待できます。

これら2つの取組を、環境基本計画全体を確実に実行していくものとして位置づけることにより、圏域の望ましい環境像を実現するものとします。

<重点的な取組の概要図>



6-2 重点的な取組

6-2-1 創エネ・省エネで低炭素な地域づくり

取組の視点

産業革命以降の経済活動の発展と人口増加により、化石燃料の大量消費に起因する地球温暖化や天然資源の枯渇等は、大きな社会問題となっています。特に、地球温暖化問題は緊急かつ地球規模で取り組む必要性に迫られています。

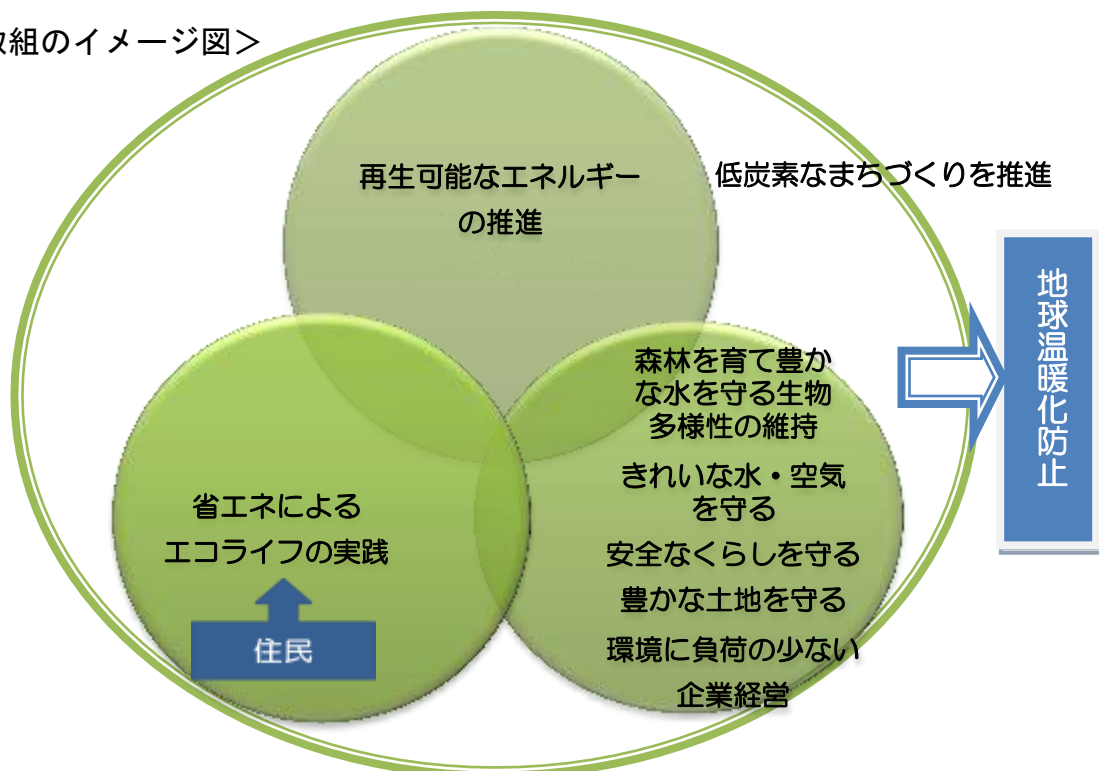
このような課題を解決するためには、私たちの身近なライフスタイルを転換するとともに、化石燃料に頼らないクリーンで再生可能なエネルギーの推進が求められます。

また、圏域の持つ地域資源を活用した、地産地消型のエネルギーシステムを構築し、二酸化炭素の排出の少ない低炭素な地域社会づくりへと変革していくことが重要です。

取組の方向

本取組では、省エネへの取組等を通して、「低炭素型ライフスタイル」への転換を促進するとともに、太陽光や太陽熱、また、地域資源の活用による「再生可能なエネルギーの導入」や「燃料電池の導入」等によるエネルギーの創出、「低排出ガス車やクリーンエネルギー自動車の導入」や「環境にやさしい交通体系の整備」等の具体的な取組を進め、さらに、地域の森林の保全・整備により二酸化炭素の吸収と貯蔵を促進し、地域の低炭素化を図り、地球温暖化防止を目指します。

<取組のイメージ図>



■ 取組の環境目標

● 森林の保全

個別目標 1-1 森林を育て、豊かな水を守ろう

項目	現状	目指す方向 2022年度 (平成34年度)
集約化・団地化して整備される森林面積	0 ha	5,600 ha
企業・団体等による森づくりの取組数	15 か所	2 倍

個別目標 1-3 生物多様性を維持しよう

項目	現状	目指す方向 2022年度 (平成34年度)
森林の鳥獣害対策実施面積累計	128 ha	10%増
鳥獣害防除計画策定市町数	5 市町	維持・更新

● 大気・水等の保全

個別目標 2-1 きれいな空気を守ろう

個別目標 2-2 きれいな水を守ろう

個別目標 2-3 安全な暮らしを守ろう

個別目標 2-4 豊かな土地を守ろう

項目	現状	目指す方向 2022年度 (平成34年度)
年間苦情受理件数	61 件	半減
二酸化窒素濃度	0.011 ppm	維持
河川のBOD数値	1.4 mg/l	維持

●再生可能なエネルギーの導入

個別目標4-1 再生可能なエネルギーを推進しよう

項目	現状	目指す方向 2022年度 (平成34年度)
住宅用新エネルギー設置の年間補助導入件数	140 件	維持
行政施設における新エネルギー発電件数	19 件	25 件

●低炭素なまちづくり

個別目標4-2 低炭素なまちづくりを推進しよう

項目	現状	目指す方向 2022年度 (平成34年度)
地球温暖化対策実行計画（事務事業編） の策定	3 市町	5 市町
市町（事務事業編）の年間 CO ₂ 排出量	21,603 t-CO ₂	10 %減
市町公用車のエコカー導入率	26.6 %	40 %

6-2-2 資源活用による循環型の地域づくり

取組の視点

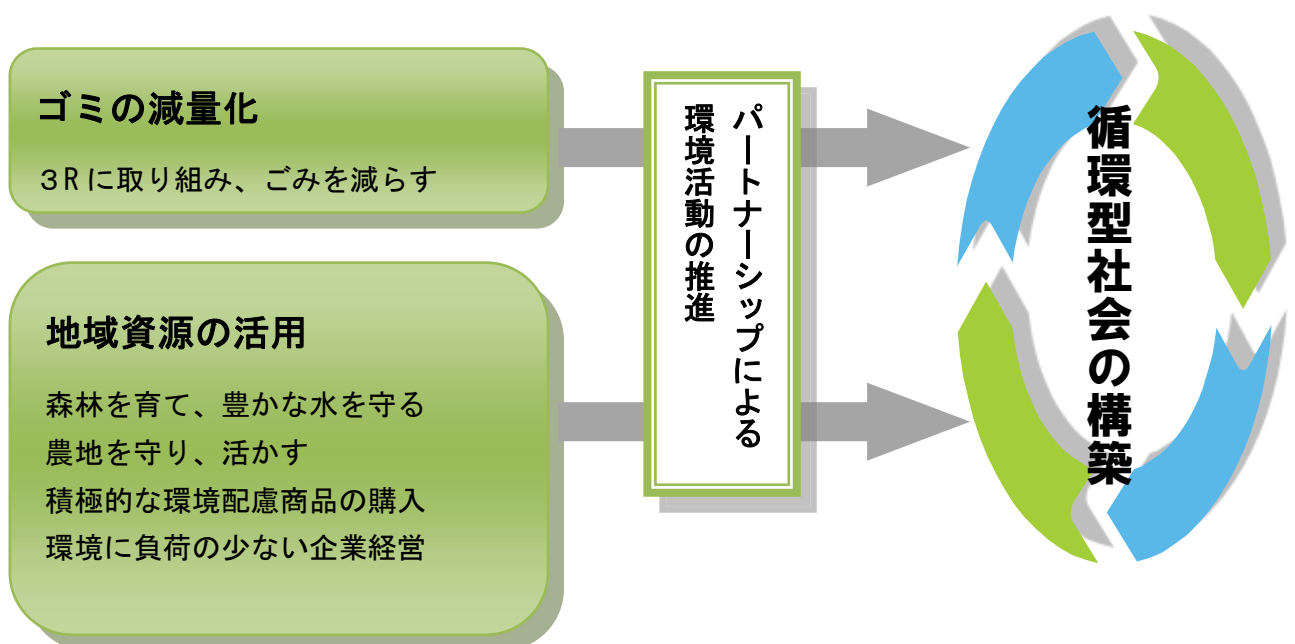
現代の大量生産、大量消費の社会システムによる大量の廃棄物の発生は、深刻なごみ問題となっています。近年はごみの分別や資源回収により、廃棄物量は減少傾向にありますが、循環型社会の構築のためには、一層の取組の推進が求められます。また、圏域は、豊かな森林や清らかな水、多様な生きものの生息地等、地域特有の資源を有しており、このような資源を適正に保全し、活用していくことにより、圏域の環境と経済の融合による、さらなる活性化を目指します。

取組の方向

本取組では、ごみの減量化のために3Rの中でも特に発生抑制（リデュース）を推進するとともに、地域資源の保全と活用に努めます。圏域の森林や農地からの恵みを活用するために、森林や農地の保全、地元農産物の活用による地産地消の推進、グリーン購入の仕組みづくりなどを通して、地域内での資源循環を促進するための活動を推進します。

また、これらの取組を圏域全体に広げるために、住民・事業者・市町のすべてが主体のパートナーシップにより、環境保全活動を積極的に展開していきます。

<取組のイメージ図>



■ 取組の環境目標

● 農地の活用

個別目標 1-2 農地を守り、活かそう

項目	現状	目指す方向 2022年度 (平成34年度)
遊休農地の解消面積累計	71 ha	3倍
年間新規就農者数	12人	10%増

● ごみの減量化

個別目標 3-2 3Rに取り組み、ごみを減らそう

項目	現状	目指す方向 2022年度 (平成34年度)
総ごみ排出量	38,018 t	13%減
リサイクル率	29.5%	30.0%
ごみの排出量（一人1日当たり）	787 g	10%減

個別目標 5-2 積極的に環境配慮商品の購入を進めよう

項目	現状	目指す方向 2022年度 (平成34年度)
市町グリーン購入調達方針・指針の策定	1市	5市町

● パートナーシップによる環境活動の推進

個別目標 5-1 環境を学び、活動を広げよう

項目	現状	目指す方向 2022年度 (平成34年度)
埼玉県川の国広援団登録数	35団体	50団体
美化運動団体との連携	38団体	50団体

第7章 計画の進行管理

7-1 計画の進行管理

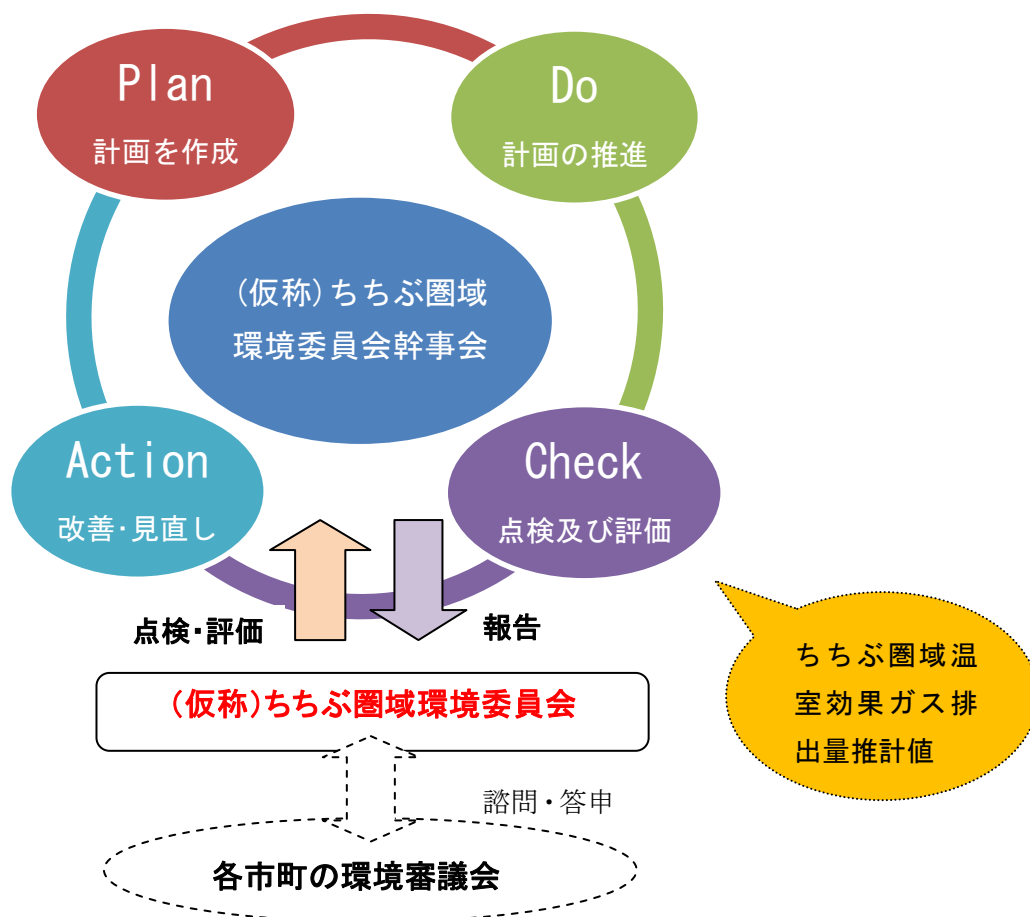
7-2 計画の推進体制

7-1 計画の進行管理

計画の進行管理は、環境マネジメントシステム（EMS）の PDCA サイクルの考え方に
基づき、Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（見直し）により、
計画の進行管理を推進していきます。

手順	
Plan	年次の実施計画の作成 計画の見直し・改定
Do	協働による、施策の実施
Check	施策や目標等の進捗状況の把握 広報やホームページでの公表及び住民意見の募集
Action	施策や目標等の見直し

● 進行管理の流れ



7-2 計画の推進体制

本計画で策定した目標を達成するためには、推進主体である、住民・事業者・市町がそれぞれの役割を果たし、協働による取組を推進していくことが重要です。

また、各市町では本計画を推進していくために全庁的な体制を整備し、組織的な取組を進めます。さらに、国や県の計画との調整を図りながら、圏域全体で連携し、取り組むことで、より広域的な環境への保全を行います。

●市町の推進と進行管理

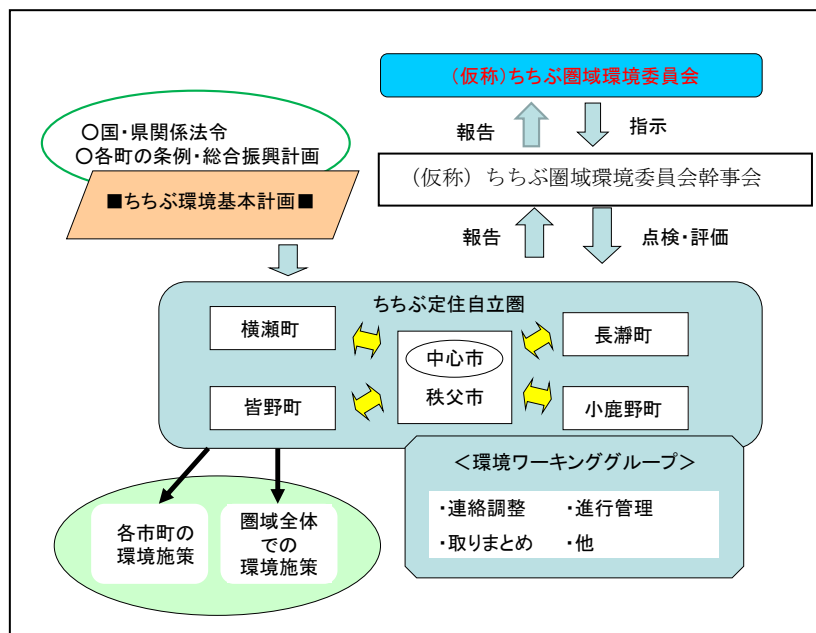
各市町の環境部署を中心として、庁内組織を横断する体制を整備し、推進体制を構築します。また、各部署の相互の連携及び調整を図り、総合的な取組の推進及び進行管理を行います。

また、1市4町で構成された、ちちぶ定住自立圏構想「環境ワーキンググループ」において、本計画の進行管理や取りまとめ等を行います。

●計画全体の点検・評価

本計画の実施にあたり、点検するための機関として、「(仮称)ちちぶ圏域環境委員会」を位置づけます。本計画の実施状況や見直し等について評価や助言を行うことによって、計画全体の効果検証を行います。

また、本計画の進行状況や達成状況について、「(仮称)ちちぶ圏域環境委員会幹事会」から「(仮称)ちちぶ圏域環境委員会」に報告を行います。「(仮称)ちちぶ圏域環境委員会」からの意見を反映することにより、さらなる計画の推進に結び付けます。



資料編

資料1 住民アンケート調査結果

資料2 ちちぶ定住自立圏構想環境基本計画策定の経緯

資料3 ちちぶ環境基本計画策定委員会名簿 等

資料4 環境用語集

資料 1 住民アンケート調査結果

1 アンケート実施の目的

アンケートでは、住民の環境問題に関する認識や、現在の環境をどう感じているか、今後取り組むべき施策等についての住民の意向を把握することにより、圏域での環境の課題の抽出や、環境施策の検討に、住民の意向を反映することを目的として実施した。

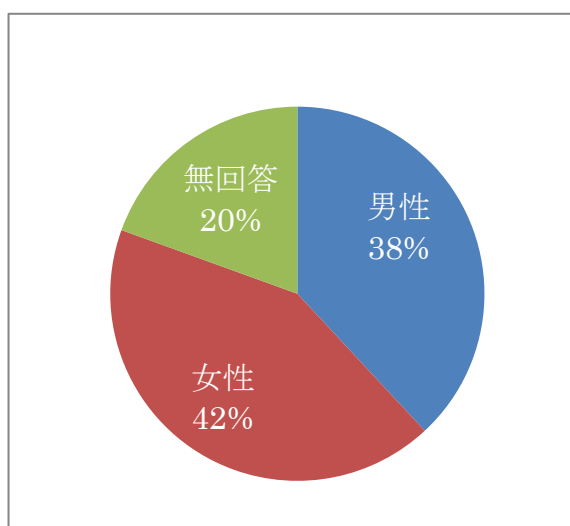
2 調査対象

調査対象は、1市4町の住民の中から無作為抽出した満18歳以上の住民1,000人とし、郵便により調査票を送付・回収した。調査期間は平成23年9月上旬～10月下旬である。回収目標は400通（40%）で、最終的な回収件数は457通（45.7%）となった。

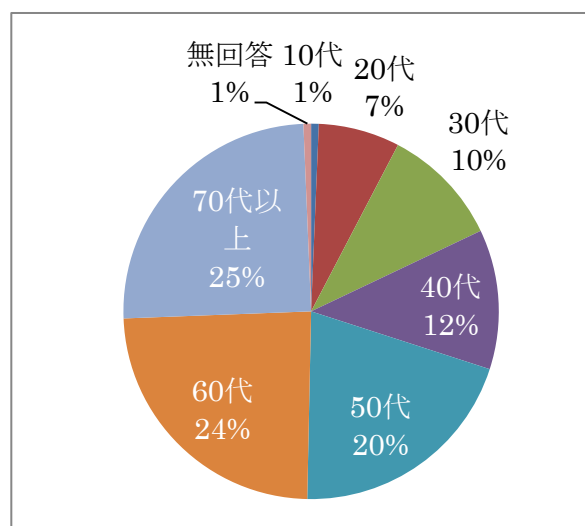
【回答者の属性】

性別については、無回答が多く、記入しそびれた回答者が多かったと思われるが、ほぼ男女同人数の回答数と推定できる。年代は60代～が半数以上を占め、回答者の年齢層が高いことを示している。したがって、職業の回答において無職や主婦の割合も高くなっている。居住の地域は、概ね1市4町の人口構成比と近似した結果となった。居住形態については、89%が一戸建住宅で、居住歴21年以上も68%を占めており、圏域に長く定住している回答者が多い。

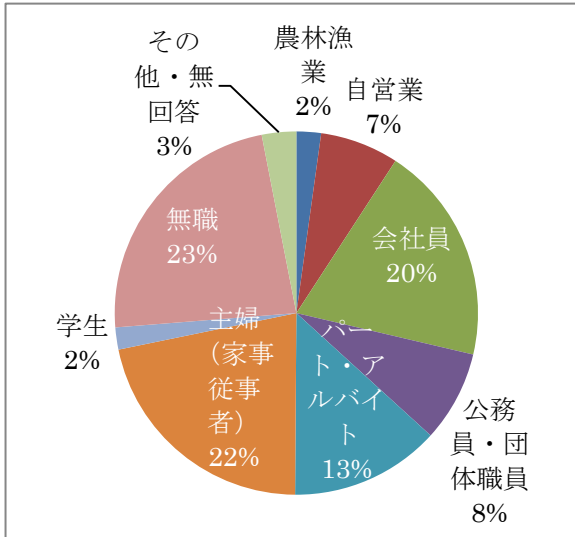
■性別比



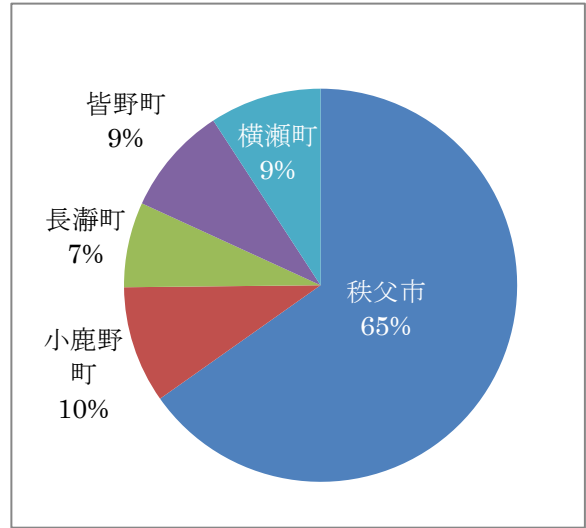
■年齢構成



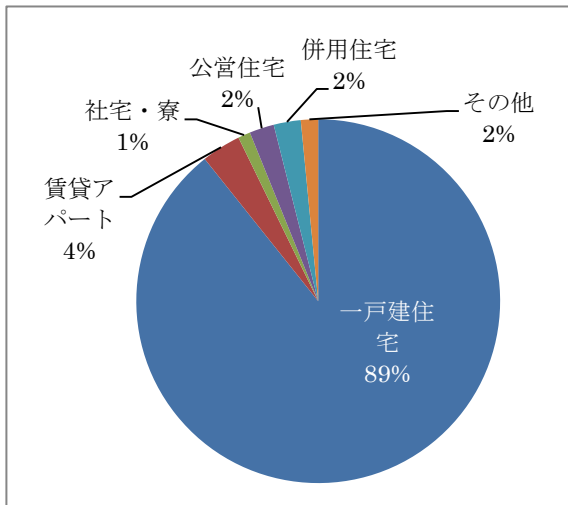
■職業別構成



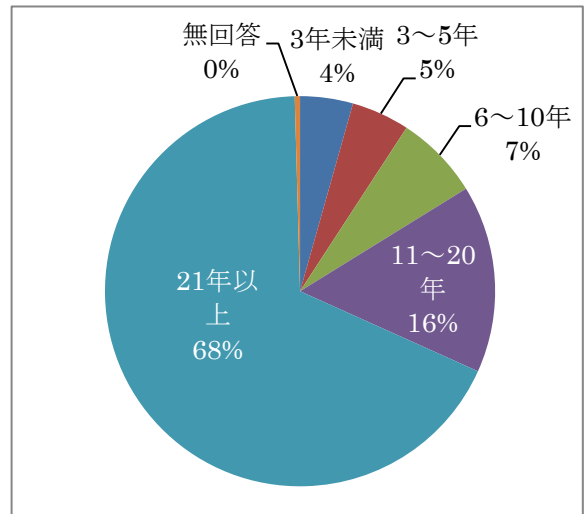
■居住地域



■居住実態



■居住年数



問1

下記にあげる環境問題について、あなたが特に関心の深い（問題意識が高い）分野はどれですか。

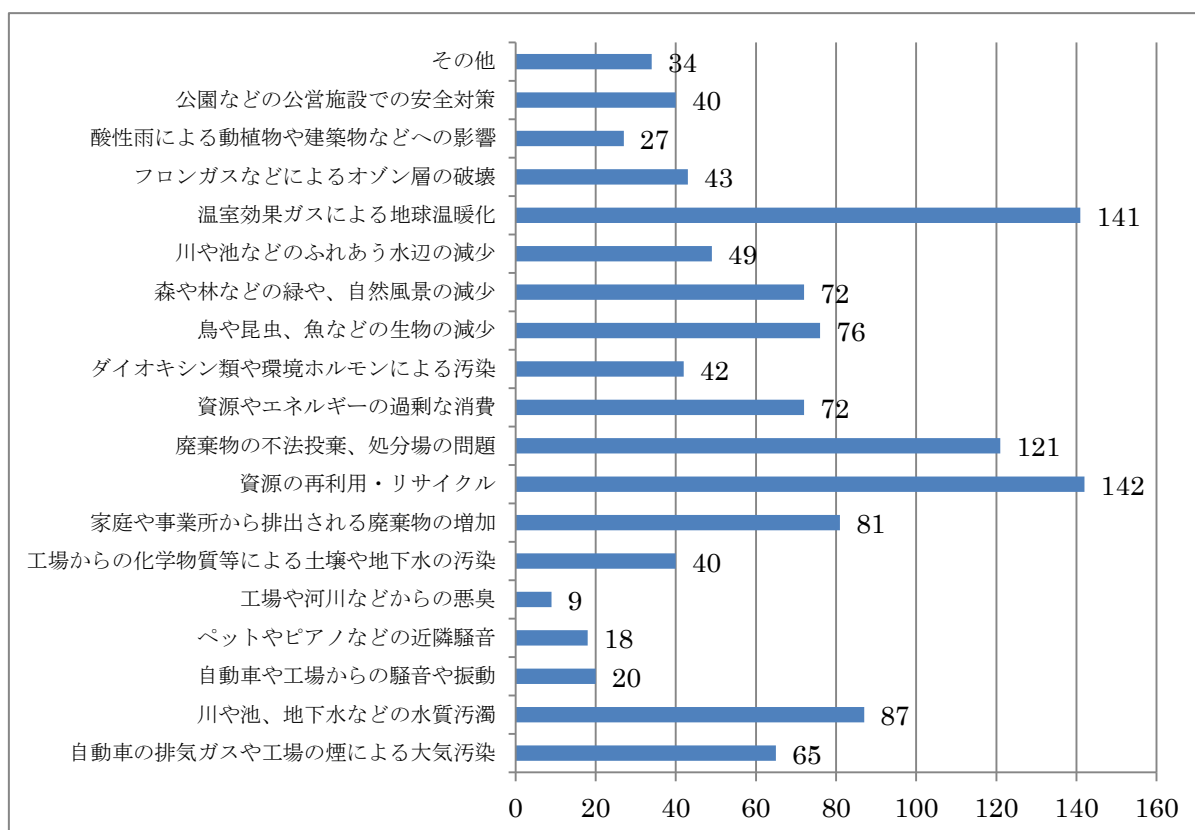
3つ以内で○をつけてください。

有効回答：432/457

最も回答が多かったのは、「資源の再利用・リサイクル」と「二酸化炭素などの温室効果ガスによる地球温暖化」の2つの環境問題であった。生活に身近な廃棄物の問題や、関心が高まっている地球温暖化に関しては多くの住民が問題意識を持っていることが分かる。また、その他の回答として、今回の福島の東京電力㈱原子力発電所の事故を受け、「放射線量」や「放射能汚染」といった回答も見られた。

※「その他」の回答例

- ・放射能汚染
- ・不法な焚き火・野焼き
- ・遊休農地や山林の荒廃、原野化
- ・野生動物の増加に伴う農林業への悪影響
- ・外来生物による在来生物の減少



問 2

あなたは、ちちぶ圏域に暮らしながら、どのようなところに魅力を感じますか。

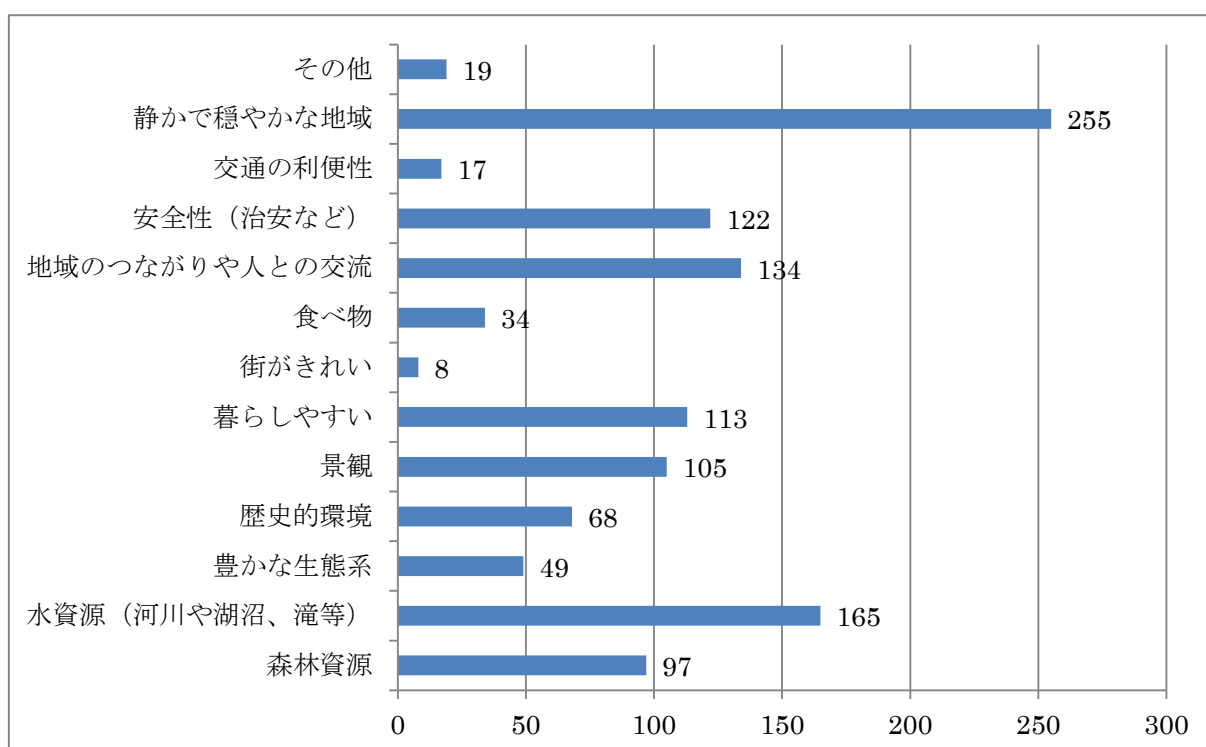
次の項目のうち3つ以内で○をつけてください。

有効回答： 441/457

最も回答数が多かったのは、「都会とは違う、静かで穏やかな地域」という回答で、全回答者の半数以上がこの項目をあげている。圏域の地域性として、都会にはない、落ち着いた環境に対して満足感を覚えている住民が多いことが分かる。続いて「河川や湖沼、滝等の水資源」、「地域のつながりや人との交流」という回答が多くなっている。

※「その他」の回答例

- ・ 自然災害に強い
- ・ 秩父夜祭
- ・ 魅力を感じない
- ・ 空気がきれいだと思う



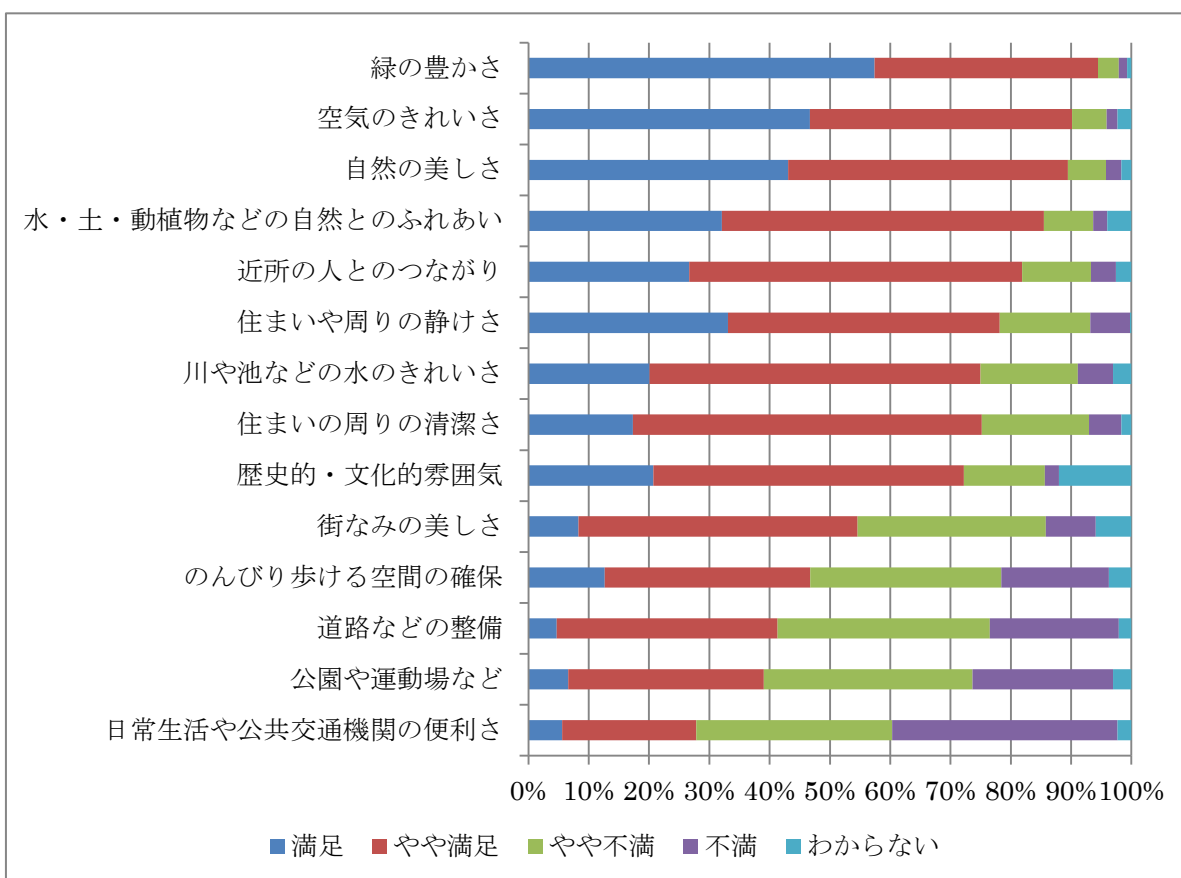
問3

あなたがお住まいのちちぶ圏域の環境について、どの程度満足されていますか。
次の項目ごとに、あなたのお考えに最も近いものを1つ選んで番号に○をつけてください。

有効回答： 437/457

最も満足度が高かった項目は、「緑の豊かさ」で、「満足」「やや満足」を合わせると約95%という非常に高い数値となっている。他に、「空気のきれいさ」「自然の美しさ」等の項目についても、約90%の回答者が満足あるいはやや満足と回答している。

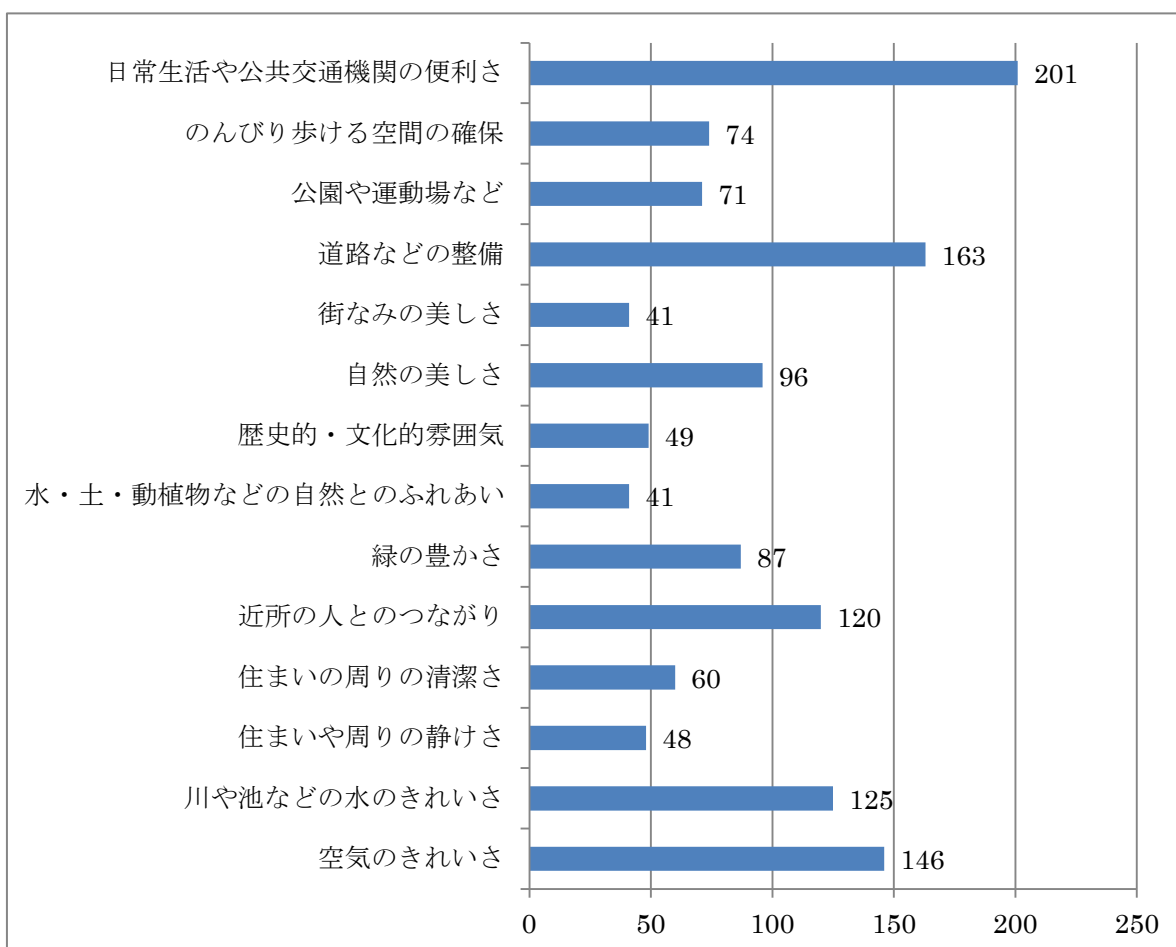
一方で、最も満足度が低い項目は、「日常生活や公共交通機関の便利さ」で、「やや不満」「不満」と答えた回答者が70%に上った。「公園や運動場」「道路等の整備」といった身近な生活環境のインフラ整備についても、満足より不満と答えた回答者の方が多い傾向となった。



表の項目のうち、あなたが特に重要だと思う項目はどれですか。1～14の数字のうちから3つ選び、回答欄に記入してください。

有効回答： 443/457

回答数が多かった項目は、満足度が低い項目でもあった「日常生活や公共交通機関の便利さ」「道路等の整備」であった。これ以外に、満足度が高い「空気のきれいさ」「川や池などの水のきれいさ」を上げた回答者も多く見られた。



問 4

あなたが、これからのちちぶ圏域の環境について、こうあってほしいと望む姿はどのようなものでしょうか。次の項目のうち、重要だと考えるものを3つ選び、○をつけてください。

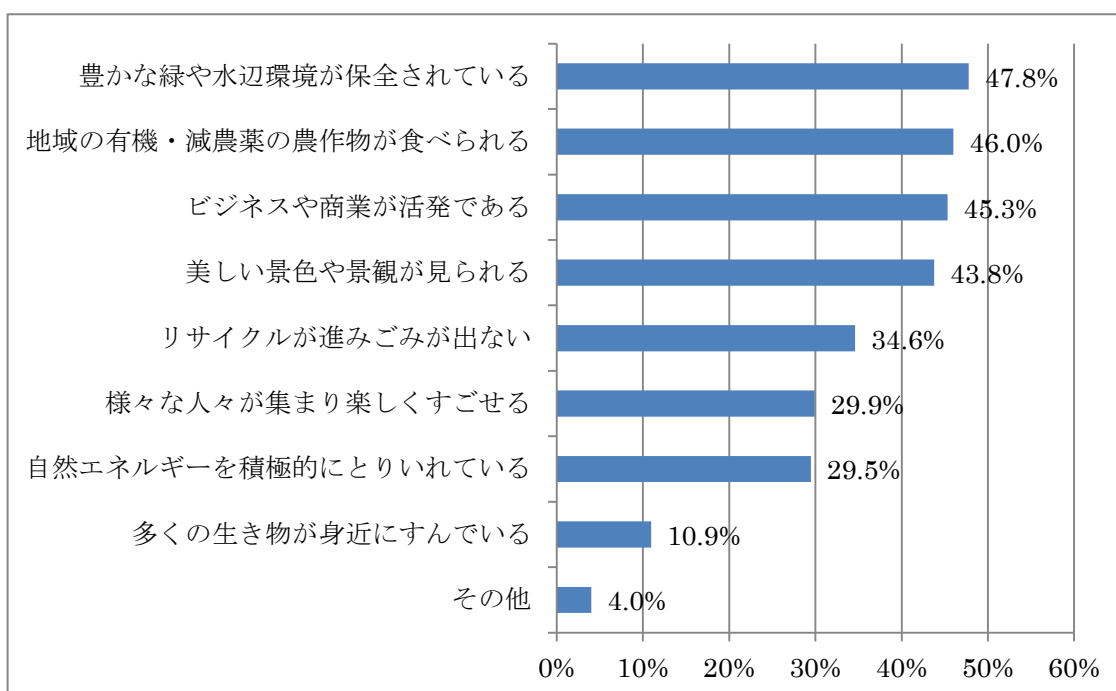
有効回答： 448/457

最も多くあげられた項目は、「豊かな緑や水辺環境が保全されている」の47.8%で、「地域でつくられた有機・減農薬の農作物が食べられる」、「ビジネスや商業が活発である」、「美しい景色や景観が見られる」と続いた。上位の4項目はほぼ同数で、基本となる自然環境の豊かさに加え、産業面でも地域の活性化を図ることへの期待が強いことが分かる。

また、その他では、問3の回答結果にもあるように、公共交通機関や道路設備の向上をあげる回答者も多く、インフラ設備への要望も高い。

※「その他」の回答例

- ・交通の利便性
- ・道路の充実
- ・カーシェアリングを取り入れてほしい
- ・ゴミの不法投棄・野焼きの防止
- ・観光地として登山道の整備

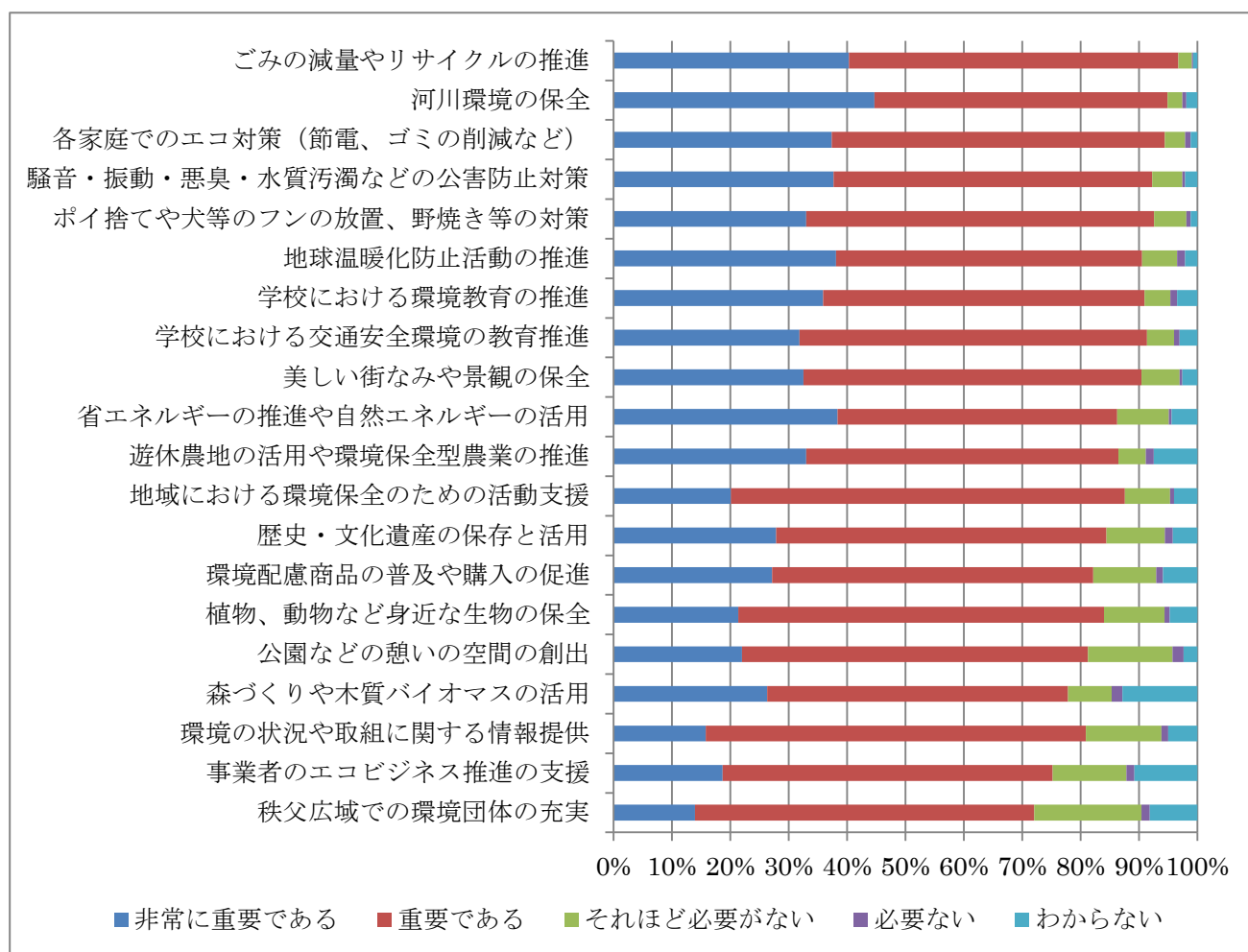


問 5

あなたは、ちちぶ圏域の環境の保全・創造に向けて今後どのような対策が求められると考えますか。次の項目ごとに、あなたのお考えに最も近いものを1つ選んで番号に○をつけてください。

有効回答： 433/457

求められる対策として重要度が高いとされた項目は「ごみの減量やリサイクルの推進」が、「非常に重要である」「重要である」を合わせて96%以上、続いて「河川環境の保全」が95%となった。住民に身近な廃棄物問題を重視するとともに、問2で圏域の魅力として上位にあげられた「水資源」の保全の必要性を感じる住民が多いと言える。続いて「家庭でのエコ対策」「騒音・振動・悪臭・水質汚濁などの公害防止対策」「ポイ捨てや犬等のフンの放置、野焼き等の対策」等となっており、住民が自ら取り組むべき身近な生活環境に対する対策についての意識の高さを表している。

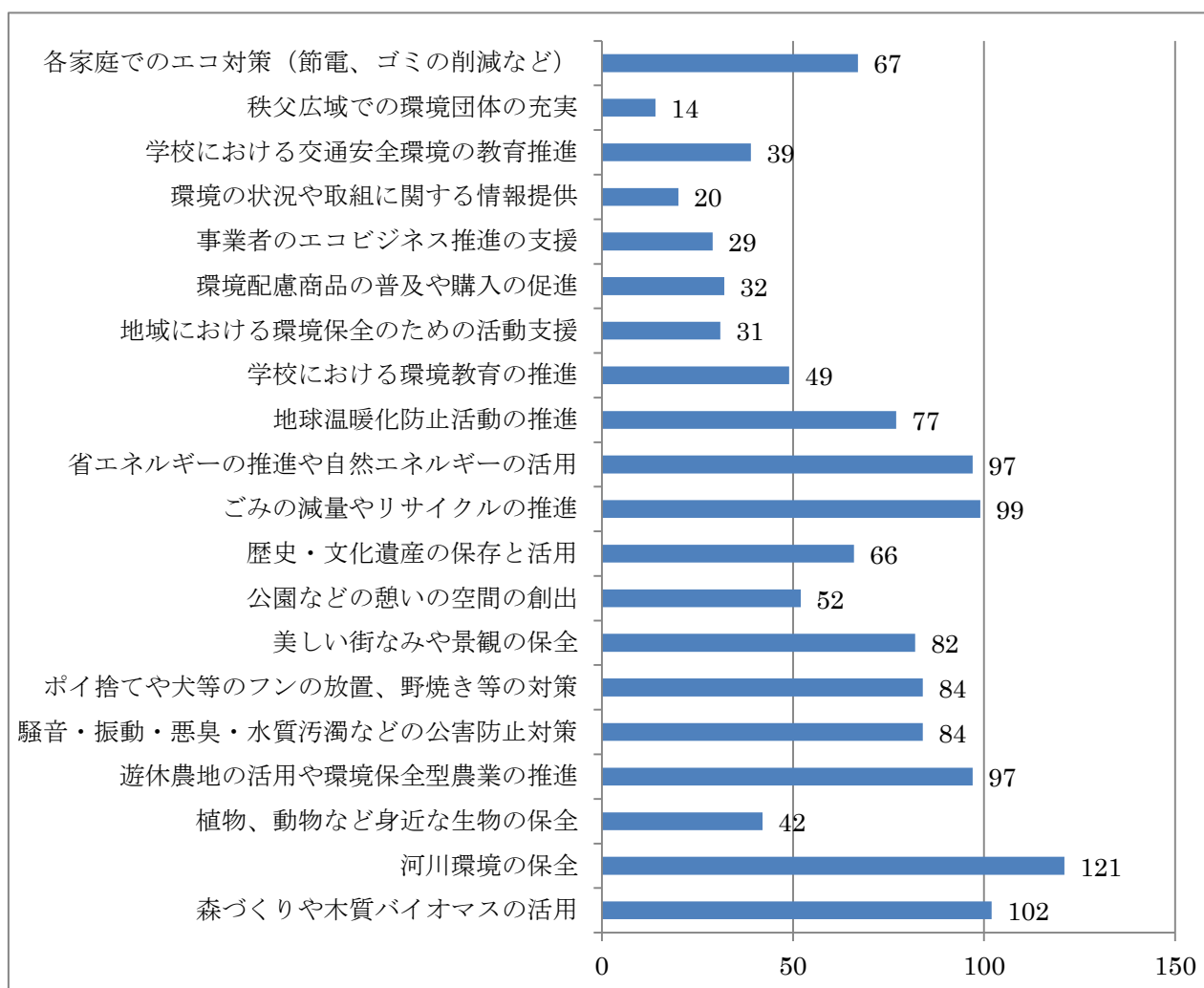


問5の項目のうち、あなたが特に重要だと思う項目はどれですか。1～17の数字のうちから3つ選び、回答欄に記入してください。

有効回答： 431/457

最も多かった回答は、上記問5と同様に、「河川環境の保全」である。続いて、「森づくりや木質バイオマスの活用」「ごみの減量やリサイクルの推進」「省エネルギーの推進や自然エネルギーの活用」「遊休農地の活用や環境保全型農業の推進」等となった。多岐にわたる対策が必要とされていることが分かる。

また、「秩父広域での環境団体の充実」や「環境の状況や取組に関する情報提供」を選ぶ回答者が非常に少なく、地域の環境団体の活動や、環境情報に対して関心をもっている住民がまだ少ないことがうかがえる。



問6

あなたは、ちちぶ圏域の環境について、どのような将来像をイメージしますか。ご自由にお書きください。

有効回答： 245/457

本設問に対するコメントは245件寄せられた。寄せられたテーマとして最も多かったのが、「豊かな自然環境の保全」を期待する意見で、84件(34.2%)のコメントにこの内容が含まれている。次いで、「人口や雇用の減少、産業の活性化の必要性」について、65件(26.5%)の意見が寄せられた。他に、道路や公共交通機関の充実、観光、エネルギー、遊休農地の活用等について幅広い指摘があった。

全体の傾向として、圏域の貴重な資源である、豊かな自然環境の保全に対する重要性の認識はかなり高い一方で、若年層の雇用に対する危機感を訴える意見も多く、企業誘致等により産業や経済活動を活発にしなければ地域全体が停滞してしまうとの認識を持つ回答者が多かった。また、圏域のすばらしい自然環境を「資源」として活かした産業や観光に力を入れ、環境保全と経済発展の両方の相乗効果を図ることを提案する声もあった。多くの回答者の意見からは、地域を取り巻く様々な課題について包括的にとらえ、圏域の環境を将来世代に受け継いでいく努力をしなければならないことが読み取れる。

※回答例

- ・ちちぶの恵まれた資源をもっと活かすべきでは。ここに熱い目を向け、ちちぶの特性を生かしたビジョンや環境を推進すべきではないでしょうか。
- ・豊かな生態系が壊れている現在、植物・動物など身近な生物の保全のため何ができるのか、何をしなければいけないのか、個人・町・市・県・国とかそれぞれの立場で考えなければいけないと思います。
- ・太陽光など積極的に取り組んで自然エネルギーの中で上手に生活し、環境に優しい市として有名になってほしい。
- ・道や歩道を整備して人を呼び込むことも大切だが自然を保持することも大事である。多くの自然を観光できるような設備を充実させて、人と森が共存できる街を作っていたら良いなと思います。
- ・環境保全も大切な課題だと思いますが、秩父で育った子供達が秩父で就職できずに他の市町村へ出て行かざるを得ない現状を考えると、若い人たちが生き生きと活動できる活気のある街づくりをする事が大切ではないかと思います。
- ・武甲山の再生がすべての鍵を握っていると感じています。
- ・私も秩父で生まれ秩父で育った人間です。秩父を愛しています。美しい景色そして緑一杯の町にしてほしいです。秩父の特産品を一つでも多くつくっていただきたいと思っています。

- ・自然はあって当たり前ではなく、人の手で守られているから豊かな自然があるのです。未来を担う子供達には秩父圏域の自然を守り続けてほしいと願います。そのためにも自然環境を保全するための教育を推進してほしいと思います。
- ・自然を活かした観光事業、道路の整備にもっと力を注いでいけば活性化すると思います。新規事業立ち上げに対する思い切った支援策等、若年労働力の流出防止策も必要と思います。
- ・我が家にも4人の子どもがいます。私の周りにも3から4人の子どもがいる家庭が多く、秩父は子育てするにはとても良い環境であると思います。そのわりに身近な広場や公園は少なく、動植物と触れ合える場所がもっともっとほしいです。

資料2 ちちぶ定住自立圏構想環境基本計画策定の経緯

年	日程と場所	実施事項等	内容等
平成23年	8月1日 秩父市歴史文化伝承館 5階 会議室	第1回 環境ワーキンググループ会議	策定委員会の設立準備等
	8月17日 秩父市歴史文化伝承館 2階 庁議室	第1回 ちちぶ環境基本計画策定委員会	策定委員会の設立 委員委嘱、委員等自己紹介、設置要綱の説明、委員長・副委員長選出
	9月上旬～10月下旬	アンケートによる住民意識調査	1市4町の住民の中から無作為抽出した満18歳以上の住民1,000人とし、郵便により調査票を送付した。(回収件数は457通)
	8月下旬～12月下旬	現況調査	基礎調査 温室効果ガス排出量実態調査等
	12月21日 秩父市歴史文化伝承館 5階 会議室	第2回 環境ワーキンググループ会議	基礎調査結果のまとめと策定委員会資料準備等
平成24年	1月17日 秩父市歴史文化伝承館 5階 第1会議室	第2回 ちちぶ環境基本計画策定委員会	環境基本計画の策定 第1章 計画の基本的事項 第2章 環境の現況
	2月7日 秩父市歴史文化伝承館 5階 会議室	第3回 環境ワーキンググループ会議	策定委員会資料準備等
	2月21日 秩父市歴史文化伝承館 2階 会議室	第3回 ちちぶ環境基本計画策定委員会	平成23年度分策定事業のまとめ 環境基本計画の策定 第3章 望ましい環境像
	5月9日 秩父市歴史文化伝承館 5階 会議室	第4回 環境ワーキンググループ会議	第4章 基本施策作成のための素案説明と基本目標、及び個別目標について策定委員長、副委員長、事務局での意見調整。
	5月18日 クラブハウス21 第1・2集会室	第4回 ちちぶ環境基本計画策定委員会	環境基本計画の策定 第4章 圏域(市町)の基本施策
	6月4日 秩父市歴史文化伝承館 5階 会議室1	第5回 環境ワーキンググループ会議	第5回策定委員会開催にあたって、第4章、第5章の政策・指針案の確認と資料作成。

6月15日 秩父市歴史文化伝承館 2階 庁議室	第5回 ちちぶ環境基本計画策定委員会	環境基本計画の策定 第5章 住民・事業者の環境配慮 指針
6月25日 秩父市歴史文化伝承館 5階 会議室3	第6回 環境ワーキンググループ会議	第4章の各個別目標の環境目標の設定。第6章と第7章作成のための素案説明と各市町からの意見聴取。
7月19日 秩父市歴史文化伝承館 5階 第1会議室	第6回 ちちぶ環境基本計画策定委員会	環境基本計画の策定 第6章 重点的な取組 第7章 計画の進行管理 環境基本計画全体について
8月10日 横瀬町役場	ちちぶ定住自立圏構想推進委員会	環境基本計画案の報告
8月17日 秩父市歴史文化伝承館 2階 ホール	ちちぶ定住自立圏構想推進状況報告会	環境基本計画案の報告 市町議員からの意見集約
9月6日 秩父市歴史文化伝承館 2階 調理室	第7回 環境ワーキンググループ会議	各市町で広報誌発行
9月20日 秩父市歴史文化伝承館 5階 第1会議室	第7回 ちちぶ環境基本計画策定委員会	環境基本計画の最終調整
9月26日 ～10月26日	各市町パブリックコメント	パブリックコメントの実施
10月31日 秩父市歴史文化伝承館 2階 調理室	第8回 環境ワーキンググループ会議	パブリックコメントの意見集約
10月下旬 ～11月下旬	各市町環境審議会	環境基本計画の確認
11月13日 秩父市歴史文化伝承館 5階 第4会議室	第9回 環境ワーキンググループ会議	各市町環境審議会の状況報告等
12月18日 秩父市芸術文化会館 2階 会議室	第8回 ちちぶ環境基本計画策定委員会	策定作業終了

資料3 ちちぶ環境基本計画策定委員会名簿 等

■ちちぶ環境基本計画策定委員会

	区分	名前	所属	職名
	秩父市事業者代表	西村 耕一	秩父商工会議所	副会頭
◎	秩父市住民代表	荒船 千鶴子	秩父市くらしの会	会長
	横瀬町事業者代表	岸本 幸尚	三菱マテリアル株式会社 セメント研究所	
	横瀬町住民代表	臺良 卓雄	横瀬川をきれいにする会	
	皆野町事業者代表	小笹 和壽	サン・グリーン株式会社	
	皆野町住民代表	杉田 恵美子		
	長瀨町事業者代表	古澤 宏司	一般財団法人長瀨町観光協会	会長
○	長瀨町住民代表	村田 六郎		
	小鹿野町事業者代表	小鹿原 克也	株式会社秩父富士	総務部長
	小鹿野町住民代表	栗原 精一		
	学識経験者	秋元 智子	埼玉県地球温暖化防止活動推進センター	事務局長

◎策定委員会委員長

○策定委員会副委員長

■平成23年度ちちぶ環境基本計画策定委員会事務局&環境WGメンバー名簿

区分	市町	部・課名	職名	氏名	備考
事務局	秩父市	環境部	部長	関根 進	
事務局	秩父市	環境部	次長	相馬 直巳	
事務局	秩父市	環境部 環境立市推進課	課長	大野 輝尚	
事務局	秩父市	環境部 環境立市推進課	主幹	黒澤 康彦	
事務局	秩父市	環境部 環境立市推進課	主査	笠井 知洋	
事務局	秩父市	環境部 環境立市推進課	主任	齋藤 俊文	環境 WG メンバー
事務局	秩父市	環境部 森づくり課	主幹	千島 設男	環境 WG メンバー
事務局	秩父市	環境部 生活衛生課	主幹	新井昭太郎	環境 WG メンバー
事務局	秩父市	環境部 下水道課	主査	三上 昌宏	環境 WG メンバー
環境 WG	横瀬町	振興課	主幹	赤岩 利行	環境 WG メンバー
環境 WG	皆野町	町民生活課	主幹	吉岡 邦房	環境 WG メンバー
環境 WG	長瀬町	地域整備観光課	主査	里見 清明	環境 WG メンバー
環境 WG	小鹿野町	住民課	副主幹	田嶋 均	環境 WG メンバー

■平成24年度ちちぶ環境基本計画策定委員会事務局&環境WGメンバー名簿

区分	市町	部・課名	職名	氏名	備考
事務局	秩父市	環境部	部長	関根 進	
事務局	秩父市	環境部	次長	小池 正一	生活衛生課長
事務局	秩父市	環境部 環境立市推進課	課長	大野 輝尚	
事務局	秩父市	環境部 環境立市推進課	主席主幹	諸 敦夫	
事務局	秩父市	環境部 環境立市推進課	主査	笠井 知洋	
事務局	秩父市	環境部 環境立市推進課	主査	齋藤 俊文	環境 WG メンバー
事務局	秩父市	環境部 森づくり課	主幹	千島 設男	環境 WG メンバー
事務局	秩父市	環境部 生活衛生課	主幹	新井昭太郎	環境 WG メンバー
事務局	秩父市	環境部 下水道課	主査	三上 昌宏	環境 WG メンバー
環境 WG	横瀬町	振興課	主幹	小泉 照雄	環境 WG メンバー
環境 WG	皆野町	町民生活課	主幹	本橋 典雄	環境 WG メンバー
環境 WG	長瀬町	町民課	主査	櫻井 徹	環境 WG メンバー
環境 WG	小鹿野町	住民課	主査	坂本 豊和	環境 WG メンバー

資料4 環境用語集

環境基本計画に記載された用語一覧
本用語解説は、50音の順番で掲載して
いる。

<ア行>

アイドリング・ストップ

自動車やオートバイが人待ち、荷下ろし
などの駐停車時に不要なアイドリング（エ
ンジン空転させること）を止めることを
意味する和製英語である。アイドルスト
ップ、停車時エンジン停止とも呼ばれる。

アスベスト（石綿）

蛇紋石や角閃石が繊維状に変形した天
然の鉱物のこと。石綿の繊維1本の細さ
は大体髪の毛の5,000分の1程度の細さ
である。耐久性、耐熱性、耐薬品性、電
気絶縁性などの特性に非常に優れ、安価
であるため、「奇跡の鉱物」として重宝さ
れ、建設資材、電気製品、自動車、家庭
用品等、様々な用途に広く使用されてき
た。

しかし、人体に対する有害な作用があ
り、長期間吸入すると肺や呼吸器系の機
能障害を引き起こす可能性がある。この
ため、大気汚染防止法により特定粉じん
として規制を受けている。

一般環境測定局

大気汚染の常時監視において、地域の
一般的な環境の状況を把握するために設
けられた測定局。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物
はさらに「ごみ」と「し尿」に分類され
る。また、「ごみ」は商店、オフィス、レ
스토랑等の事業活動によって生じた
「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に
伴って生じた「家庭系ごみ」に分類され
る。（→産業廃棄物）

雨水浸透ます

屋根に降った雨水を、雨どいを通じて
受ける地中のますで、側面や底面にある
浸透孔から雨水を地中に浸透させる構造
のものをいう。

雨水貯留槽

雨どいから雨水を取り込み、貯めるタ
ンクで、植木のやり水や庭の散水などに
利用できる。

エコドライブ

環境に配慮した自動車運転方法。運転
時、アイドリングをしない、急ハンドル
を切らない、空吹かしをしない、無理な
追い越しをしない、スムーズに加速・減
速するなど、注意深い運転を行うと、燃
料消費を最大10%ほど節約でき、二酸化
炭素の排出を低減できる。

エコライフDAY

埼玉県を中心に、1年に1日、地域ご
とに定めた日に参加者に地球温暖化防止
と環境のことを考えた生活を実践して
もらい、その成果を減らせた二酸化炭素
等の形でまとめ、発表する取組。

エコカー

エコロジーカー(Ecology Car)の略で、環境への負荷が小さい自動車の総称。大気汚染物質の排出が少なく、ガソリンのみを利用する車に比べ、環境への負荷が小さいことが特長である。電気自動車、ハイブリッド車の他、燃料電池自動車、天然ガス車、水素自動車などが該当する。
(→低公害車)

LED化

発光ダイオード(LED)を光源に使用した照明器具。小型、長寿命であり白熱電球の代替として有効。

温室効果ガス

大気中に含まれている二酸化炭素、メタンなど、温室効果をもたらす気体の総称のこと。

大気中におけるこれらの濃度が増加することにより、地球温暖化が進行する。
(→ 地球温暖化)

<力行>

外来生物法

日本在来の生態系を損ねたり、人や農林水産物に被害を与えたりする恐れがある外来種を「特定外来生物」に指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入を原則禁止する法律。2005年6月に施行された。違反した場合、個人は3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、法人は1億円以下の罰金が科される。特定外来生物に指定されている動植物はカミツキガメやブルーギルなど97種類。それとは別に環境省は生態系に悪影響を及ぼしう

る外来種を「要注意外来生物」とし、適切な取り扱いを求めている。

化学物質排出移動量届出制度(PRTR制度)

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、どこから、どのくらい、環境(大気・水域・土壌など)中へ排出されているか(排出量)、廃棄物などとして移動しているか(移動量)を把握し、集計・公表する仕組み。

化石燃料

地質時代を通じて動植物などが地中に堆積し、長い年月をかけて地圧や地熱を受け、変成されてできた有機物。特に、石炭・石油・天然ガスなど、燃料として用いられるもののこと。メタンハイドレートの利用も期待されている。

合併処理浄化槽

し尿と雑排水を処理し、公共下水道以外に放流するための設備、施設のこと。

これに対し、し尿だけを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。なお、平成13年の浄化槽法改正以降、合併処理浄化槽のことを浄化槽、単独処理浄化槽のことをみなし浄化槽と呼ぶ。

環境影響評価制度

環境に著しい影響を及ぼす恐れのある開発事業の実施に際し、事業者が事前に環境への影響について調査、予測、評価を行い、その結果を公表して、それに対する地域住民等の意見も聞くことにより、環境保全対策をより十分なものにする手続き、手法をいう。環境アセスメントともいう。

環境基準

環境基本法で「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」であると定めている。これは、行政上の政策目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

環境負荷

環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」と定義される。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

揮発性有機化合物（VOC）

常温で揮発しやすい化合物のことで、VOCとはVolatile Organic Compoundsの略。トリクロロエチレンやテトラクロロエチレン、ホルムアルデヒド、トルエン、ベンゼン、キシレンなどさまざまな物質がある。油脂類の溶解能力が高く、分解しにくく安定していて燃えにくい性質から、1970年代には理想の洗浄剤として産業界で普及したが、

吸入による頭痛やめまい、腎傷害などの有害性や発ガン性など可能性が指摘されている。大気・水域、特に地下水汚染の原因となるほか、住宅の室内空気汚染物質としても注目される。

間伐材

植林された杉や桧を、将来立派な丸太（原木）に育成する為には、過密になる木々の一部を計画的に伐る作業が必要である。その作業の事を「間伐」と言い、その際伐採された木材の事を「間伐材」と言う。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、価格や機能、品質だけではなく、環境に与える影響ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

グリーンコンシューマー

環境にやさしいライフスタイルを実践する消費者。物品の購入・消費などの各段階において、環境影響に配慮した意思決定を行う。商品・企業活動に関する環境情報をガイドブック、エコラベル、環境学習などから獲得し、商品の選択、不買運動、企業に環境配慮を要求する運動などを展開する。

環境の視点から見た商品や企業行動に関する情報を得るシステムをつくることで、消費者の選択行動を環境保全型にすることを可能にし、企業の行動をも環境に配慮したものに変わらざることを働きを持つ。日本でも環境に配慮した買い物ガイドなどが作成され、運動が広がっている。

計測制御システム（BEMS）

（建物エネルギー管理システム：Building and Energy Management System）

室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムで、ビルにおける空調・衛生設備、電気・照明設備、防災設備、セキュリティ設備などの建築設備を対象とし、各種センサ、メーターにより、室内環境や設備の状況をモニタリングし、運転管理および自動制御を行うシステム。

計測制御システム（HEMS）

（ホームエネルギーマネジメントシステム：Home Energy Management System）

住宅のエネルギー消費機器である複数の家電機器や給湯機器を、IT技術の活用によりネットワークでつなぎ、自動制御するシステム。家庭でのエネルギー使用量や機器の動作を計測・表示して、住人に省エネルギーを喚起するほか、機器の使用量などを制限してエネルギーの消費量を抑えることができる。

建築協定

住宅地や商店街の環境を守り、あるいは改善していくため、一定地区の住民が全員の合意により、建築基準法の一般的な制限のほかに、建築物の用途・形態・意匠等に関する基準を定め、お互いに守りあっていくことを約束する制度。

公害

環境基本法において、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる(1)大気汚染、(2)水質汚濁、(3)土壌汚染、(4)騒音、(5)振動、(6)地盤

の沈下及び(7)悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と定義される。

光化学オキシダント

自動車や工場などから排出された窒素酸化物と揮発性有機化合物の光化学反応により、二次的に生成される。この光化学オキシダントが高濃度となった状態を光化学スモッグといい、人体や植物に被害を与えることがある。

公共下水道

下水道法において、「主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの」と定義される。

高効率給湯器

エネルギーの消費効率に優れた給湯器。従来の瞬間型ガス給湯器に比べて設備費は高いが、二酸化炭素排出削減量やランニングコストの面で優れている。潜熱回収型・ガスエンジン型・CO₂冷媒ヒートポンプ型などがある。

こどもエコクラブ

こどもエコクラブとは、幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブです。子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動す

る力を育成し、地域の環境保全活動の環をを広げることを目的としています。

ごみ発電

ごみを焼却する時に発生する高温の排出ガスの持つ熱エネルギーをボイラーで回収し、蒸気を発生させてタービンを回して発電を行うもので、ごみ焼却施設の余熱利用の有効な方法の一つ。

コミュニティビジネス

地域の住民を中心に組織し、企業や行政機関の対応しにくい、生活者の需要を掘り起こして展開する事業。収益を上げるだけでなく、社会奉仕の要素も強く、介護・子育て・教育・町作り・資源リサイクルなどの分野がある。

コンプライアンス（法令^{じゆんしゆ}遵守）

法令・社会規範・倫理を遵守することがこれまで以上に重視され、行動指針の策定とその遵守のための内部統制システムの構築に多くの企業が取り組んでいる。企業は良き市民として社会に受け入れられる行動をとっていくことが求められている。それには、さまざまな角度から検討し、策定した行動基準を遵守していくことである。

<サ行>

3 R

リデュース (Reduce) : 廃棄物等の発生抑制、リユース (Reuse) : 再使用、リサイクル (Recycle) : 再生利用の 3 つの言葉の頭文字をとったもの。

再生可能エネルギー

資源が有限で枯渇性の石炭・石油などの化石燃料や原子力とは異なり、太陽光・太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、自然現象の中で更新されるエネルギー。ただし、環境に大きな影響を与えるダム式水力は区別される。

里山

奥山自然地域と都市地域の間位置し、かつては薪炭用材や落ち葉の採取、農業生産など、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念。多様な動植物の生息・生育環境となっている。

産業型公害

工場や事業場等の事業活動に起因し、人の健康や生活環境に過度の負荷を与える公害。1960 年代には産業型公害の発生が社会問題となった。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物をいう。また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。(→一般廃棄物)

産業廃棄物処理基準

事業者が自らその産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の運搬または処分を行う

際に遵守すべき基準。廃棄物処理法に定められている。

酸性雨

自動車や工場から大気中に放出された硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質が、雨や霧に取り込まれ酸性化したもので、通常 pH5.6 以下の雨をいう。

CSR（企業の社会的責任）

企業が事業活動において利益を優先するだけでなく、顧客、株主、従業員、取引先、地域社会などの様々なステークホルダーとの関係を重視しながら果たす社会的責任。

自動車排出ガス測定局

大気汚染の常時監視において、道路沿線にあって、主として自動車排気ガスによる沿線の大気汚染の状況を把握するために設けられた測定局。

指定文化財

有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・伝統的建造物群・埋蔵文化財・文化財の保存技術など、特に重要なものについて、国や県及び市町村が指定・選定を行い、保護の対象としているもの。

市民農園

都市部の住民が、自家用の野菜生産やレクリエーションを目的として、農家などから借りる

循環型社会

従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、天然資源の消費量

を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会。

スマートメーター

通信機能を備えた電力メーターで、電力会社と需要者の間をつないで電力使用量などのデータをやり取りしたり、需要先の家電製品などと接続してそれを制御したりすることができるもの。再生エネルギー活用の要として注目されるスマートグリッド(次世代送電網)を整備・構築していく上で、送電網や配電網の自動化と共に必要不可欠のものとされている。

省エネ法

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(以下、省エネ法という。)は、エネルギー消費量が大幅に増加している業務部門と家庭部門におけるエネルギーの使用の合理化をより一層推進することを目的に、平成 20 年 5 月に改正。省エネ法は、石油危機を契機として昭和 54 年に、「内外のエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保」と「工場・事業場、輸送、建築物、機械器具についてのエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるための必要な措置を講ずる」ことなどを目的に制定。

省エネルギー

石油・ガス・電力など、産業や生活において資源やエネルギーを効率的に利用すること。

新エネルギー

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」において、「新エネルギー利

用等」として規定されており、「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義されている。具体的には、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電や、太陽熱、雪氷熱利用が該当する。

親水

水や川に触れることで水や川に対する親しみを深めること。水に親しむことを目的とした親水公園が全国各地でつくられている。

生物化学的酸素要求量 (BOD)

水中の汚濁物質（有機物）が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川などの汚濁を示す代表的な指標のこと。

この値が大きいほど、河川などの水中には有機物が多く、水が汚れていることを示している。

絶滅危惧種

絶滅の恐れがある動植物のこと。環境省では、ごく近い将来に野生絶滅の危険性が極めて高い種を絶滅危惧 IA 類 (Critically Endangered:CR)、近い将来に野生絶滅の危険性が高い種を絶滅危惧 IB 類 (Endangered:EN)、絶滅の危険が増大している種を絶滅危惧 II 類 (Vulnerable:VU) としている。

<タ行>

ダイオキシン類

有機塩素系化合物の一つであり、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)の3物質がダイオキシン類として「ダイオキシン類対策特別措置法」で定義されている。人体や野生動物などに悪影響を及ぼすことが懸念されている。

太陽光発電システム

太陽の光エネルギーを直接電気に変換するシステムのこと。発電時に、地球温暖化の原因となる二酸化炭素などを発生しない。

太陽熱温水器

太陽熱温水器（自然循環型）は、太陽集熱器と貯湯槽が一体となった構造で、屋根上に設置される。集熱部で温められた水が自然循環しながらお湯となって最上部の貯湯タンクに蓄えられる。太陽熱温水器（真空貯湯型）は、集熱部と貯部が一体となっており、水道直結式で地上設置も出来る。真空断熱により、集めた熱が外へ逃げにくい。

多自然型護岸

従来のコンクリートブロックで固める護岸工事に代わり、治水上の安全を確保しつつ植物の育成環境に配慮した護岸。

地球温暖化

地球全体の平均気温が上昇する現象。生態系に悪影響を及ぼすおそれがある。主な原因は、人工的に排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスであり、産業革命以降、化石燃料を大量に使用することで加速化したとされる。(→温室効

果ガス)

地球温暖化対策の推進に関する法律

温対法と略す。地球温暖化防止への国際的な動きや「気象変動枠組条約」を踏まえ、これを推進するための国内法で環境省が主管する。平成17年の改正では、企業の温室効果ガス排出量の公表が規定された。

地球温暖化防止活動推進員

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地域における地球温暖化防止の取組を進めるため、都道府県知事から委嘱された者。

地球温暖化防止活動推進センター

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、民間団体の草の根の活動によるきめ細かな取組を通じて、地球温暖化対策に関する普及啓発等の事業を地域住民に対して推進することを目的としている。環境大臣が指定する全国センターと都道府県知事等が指定する地域センターがある。

地区計画制度

建築物の形態、公共施設その他の施設の配置などからみて、一体としてその地域の特性にふさわしい良好な環境を、市民参加の下で整備・保全するための都市計画上の制度のこと。

地産地消

「地域生産地域消費」、「地元生産地元消費」などの略であり、その地域で作られた農産物・水産物を、その地域で消費

すること。また、その考え方や運動。輸送費用を抑え、フードマイレージ削減や、地域の食材・食文化への理解促進(食育)、地域経済活性化、食料自給率のアップなどにつながるものと期待されている。

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べ、大気汚染物質である窒素酸化物や温室効果ガスである二酸化炭素の排出が少ない車のこと。

電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車などがある。(→エコカー)

低炭素社会

化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会。

電磁波

電界(電気の力が働く場)と磁界(磁気の力が働く場)の大きさと向きが、時間とともに周期的に変わり、その変化が遠くまで伝わるような波のこと。携帯電話など、その信号が医療機器の誤動作を引き起こす可能性と、発生する熱が人体に与える影響が懸念されている。

透水性舗装

歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法。

透水性のアスファルトなどで舗装し、その下に砕石と砂を敷くもので、雨水がアスファルトを通過し、砕石や砂の間に貯留される仕組みとなっている。集めた雨水が流れる間に、一部が地中に染み込むため、河川への雨水流出量の抑制や地下水のかん養などに効果がある。

都市・生活型公害

自動車の排ガスによる大気汚染、自動車等の騒音、生活雑排水等による中小河川の汚濁、地下水の過剰汲み上げ等による地盤沈下など都市の生活行動や産業活動が環境に過度の負荷をかけることによって発生する公害。

都市公園

基本的には、都市計画区域に定められた都市施設として地方公共団体により設置される公園や緑地を指す。

土壌汚染対策法

土壌汚染対策法は2002年5月に制定されました。(2003年2月15日施行、2010年4月1日改正) この法律は、土壌汚染の状況を把握し、人の健康被害に対する防止・対策・措置を実施することによって、国民の健康を保護することを目的として策定されました。

<ナ行>

二酸化硫黄 (SO₂)

硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じる物質。主要な大気汚染物質のひとつであり、NO_xとともに酸性雨の原因物質である。(→酸性雨)

二酸化窒素 (NO₂)

窒素の酸化物で赤褐色の気体であり、代表的な大気汚染物質である。

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者が自ら作成する農業経営改善計画を、市町村が基本構想に照らして認定する制度。

ノーカーデー

主に地方自治体で行う、交通渋滞緩和並びに大気汚染抑制を目的とし、公共交通機関の利用を促すキャンペーンでノーマイカーデーと呼ばれる場合もある。

野焼き

一般的には、毎年春の彼岸前後に、牛馬の放牧や採草地として利用している野草地に火を入れて焼く作業をいうが、廃棄物の分野では、廃棄物を野外で焼却することをいう。

燃料電池

化学反応を利用し、水素と酸素から電気を取り出す電池。水に電気を通して酸素と水素に分解する「電気分解」を逆にした装置が燃料電池。酸素は空気中から、水素は都市ガスやLPガス、エタノールなどから取り出すのが一般的。

同じ重量、大きさなら従来の電池とは比較にならないほどの電力が得られるため、次世代の電池として期待されているが、実用化はこれからである。

＜ハ行＞

パーク＆ライド（英語:park and ride）

自宅から自家用車で最寄りの駅またはバス停まで行き、車を駐車させた後、バスや鉄道等の公共交通機関を利用して都心部の目的地に向かうシステムである。

バイオディーゼル燃料（BDF : Bio Diesel Fuel）

生物由来油から作られたディーゼルエンジン用の燃料。軽油の代替燃料として注目されている。菜種油などの植物油や使用済みのてんぷら油などにメタノールを加えてグリセリンを除去するなどの方法で粘度を低下させ、燃料として使用できるようにしたもの。カーボンニュートラルの特性をもつバイオマス燃料であり、地球温暖化対策の一つとして導入が推進されている。普及のための法整備も行われており、ごみ収集車や公営バスなど公共交通機関への導入が進められている。

バイオマス

再生可能な有機性エネルギー資源のこと。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ごみ、紙、動物のふん尿、プランクトンなどの有機物がある。バイオマスエネルギーは二酸化炭素の発生が少ない自然エネルギーで、家畜の排せつ物はたい肥やメタンガスの生成に、製材工場などの廃材からはエタノールの抽出、下水汚泥からはガス化発電などがあり、化石燃料に代わるエネルギー源として期待されている。

排水性舗装

雨水を路面に滞水させることなく、舗装体内部から排水施設に排水させる舗装方法。スリップ・沿道への水ハネ等の防止および走行音の低減に効果がある。

発電効率

発電する際に投入した燃料が本来持っているエネルギーのうち、どの程度を電気に変換できるかを示す割合のこと。

ヒートポンプ給湯器

ヒートポンプにより大気中の熱エネルギーを利用してお湯を沸かす給湯器である。このため、お湯を沸かす為に必要な熱エネルギーに対して消費する電気エネルギーは3分の1程度である。

ビオトープ

ドイツ語由来の外国語でBio(生き物)とTop(場所)を合わせた合成語で「その地域の野生の生き物が暮らしている場所」を表している。特定の生物の生息・生育を中心に考えた自然環境の一空間を示す言葉であり、より端的に言えば野生生物の生息・生育空間を意味する。

光害

良好な「光環境」の形成が、人工光の不適切あるいは配慮に欠けた使用や運用、漏れ光によって阻害されている状況、またはそれによる悪影響。

不法投棄

家電製品などのごみが、山林や河川敷など、定められた場所以外に廃棄されること。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 ミクロン以下のものをいう。鉱山採掘、トンネル工事、工場、自動車などから排出される粉じんや煤じん、道路粉じん、砂じんなどからなる。

保安林

水資源の涵養、災害防止、生活環境の保全、保健休養の場の提供など、特定の公共目的のため、伐採や開発に制限を加える森林のこと。森林法に基づき農林水産大臣または都道府県知事が指定する。

<マ行>

マイバッグ

お店などで買物をする際に、ビニール袋を使わなくてすむよう、自分で持っていく買物袋のこと。

マニフェスト（制度）

産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託する際に、廃棄物の収集・運搬、処分の流れを事業者自らが把握し、不法投棄の防止などの適正な処理を確保するための制度。産業廃棄物を処理業者に委託する事業者に義務付けられている。マニフェストは「産業廃棄物管理票」の事。

民有林

国有林に対して、個人有・会社有・社寺有などの私有林と市町村有・県有などの公有林との総称。

有害化学物質

人の健康または動植物の生息・生育環

境に有害な作用を及ぼす化学物質の一般的な総称。

有害鳥獣

人畜や農作物などに被害を与える鳥獣。クマ、シカ、イノシシ、カラスなどが市街地や農地に入り込み、何らかの被害をおよぼした場合にいう。

<ラ行>

緑化ブロック

コンクリート製のブロックなど、内部に土を入れることで植栽が可能な構造となっているもの。

レッドデータブック

（Red Data Book、RDB）は、絶滅のおそれのある野生生物について記載したデータブックのことである。1966年にIUCN（国際自然保護連合）が中心となって作成されたものに始まり、現在は各国や団体等によってもこれに準じるものが多数作成されている。日本で単に「レッドデータブック」と言うときは、環境省によるもの、あるいはIUCNによるものを指すことが多い。

[用語集の引用・参考文献（WEB）]

環境省・環境基本計画－環境の世紀への道しるべ用語解説

（http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/plan/yogo.pdf）

埼玉県環境基本計画 用語の解説

（<http://www.pref.saitama.lg.jp/uploaded/attachment/51895.pdf>）



ちちぶ環境基本計画